

日本学術会議会則の改正に伴う幹事会決定等の改正の考え方 (ポイント)

I. 意思の表出の手続きに関する規定

以下の方針に基づいて改正を行う。個別の規定の改正内容は別紙のとおり。

1. 総会資料に沿った改正

意思の表出の具体的な手続き、査読の手順、周知方法等について、第 183 回総会資料 5 (「科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて (案)」) 及び総会での議論を踏まえた改正を行う。

2. 用語の整理

1. の改正に伴う用語の整理を行う。

3. 他に検討すべき事項 (総会資料 5 p 20) とされていた内容の改正

- ・意思の表出の様式、チェックシート、補足資料、要旨
- ・事後評価 (1 年後のフォローアップ・レポート、3 年後のインパクト・レポート)

II. 組織に関する規定

以下の方針に基づいて改正を行う。

1. 「提言」を用いている部分

(1) 一般名詞として用いているもの (「政策提言」「具体的な提言」等)

【対応】改正は行わない。

(2) 広義の「提言」として用いているもの

(「声明」「報告」等の意思の表出を排除していないと考えられるもの)

【対応】「提言」を「意思の表出」に改める。

【例】 「提言作成」「提言の発出」→「意思の表出」

「提言する」→「意思の表出を行う」

※ 会長談話等を含む「助言・提言活動」は「意思の表出又は意見の表明」などとする。

(3) 意思の表出の種類として「提言」を用いているもの (狭義の「提言」)

【対応】「提言」を「提言又は (及び) 見解」に改める。

※ 1 過去に発出された「提言」のみを意味するもの (例:「第 24 期に発出した提言」) は改正しない。

※ 2 「提言・報告等」など記録も含む趣旨と考えられるものは、「意思の表出等」とする。

2. 「見解」を用いている部分

【対応】文脈に応じて「意見」「意思の表出」等適宜の表現に改める。

日本学術会議会則の改正に伴う幹事会決定等の改正について（案）

頁	改正規定	改正する現行規定	決定主体/時期	改正が必要な事項	改正内容
	<内規改正>				
4	①日本学術会議の運営に関する内規の一部改正	日本学術会議の運営に関する内規	幹事会決定 H17. 10. 4	第2・3条（勧告、提言及び報告の手続） ※科学と社会委員会への提出、幹事会承認、委員会承認等を規定	「見解」の追記、科学的助言等対応委員会に関する手続、意思の表出の承認手続
	<手続関係>				
8	②意思の表出等の作成手続について【新規制定】	部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続に関するガイドライン	幹事会決定 H19. 5. 24	件名・内容すべて ※提言等の作成手続（科学と社会委員会への付託、査読フロー図）	「見解」を含む意思の表出の定義、意思の表出の承認手続の詳細、査読における確認事項、フロー図の改正
		表出主体が複数ある場合の査読の手順について	幹事会申合せ R2. 3. 26	内容 ※提言及び報告の査読手順	「提言及び報告」を「意思の表出」に改正
		日本学術会議の意思の表出における取扱要領	幹事会決定 H18. 6. 22	インパクトレポートの作成、各種様式（意思の表出の様式、チェックシート、手続きフロー図）	インパクトレポートに関する規定の改正、様式・チェックシートの改正
		日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法について	幹事会決定 H22. 2. 25	周知方法 ※意思の表出ごとの政府内への周知方法	意思の表出全般の公表方法の新設、「見解」の政府内への周知方法の追記
		意思の表出等の英訳の取扱いについて	幹事会決定 H28. 6. 24	別表 ※意思の表出等の英訳	「見解」の英訳の追記、「勧告」「答申」の英訳の改正
76	③幹事会における提言及び報告の審議の手順についての一部改正	幹事会における提言及び報告の審議の手順について	幹事会申合せ H29. 12. 22	件名・内容 ※提言及び報告の査読や幹事会審議	「報告」の削除、査読を行う機関の改正
79	④「緊急型」及び「早期型」の助言・提言活動についての一部改正	「緊急型」及び「早期型」の助言・提言活動について	幹事会申合せ H23. 9. 1	前文・内容 ※「助言・提言活動」「見解」の用語	「助言・提言活動」「見解」の用語の整理
80	⑤緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針の一部改正	緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針	幹事会決定 H26. 2. 28	3.（1）会長談話、声明、提言等の表出 ※会長談話、声明、提言等を「見解」と定義	「見解」を「意思の表出」に改めるなどの用語の整理
83	⑥外部へ公表する文書の取扱いについての一部改正	外部へ公表する文書の取扱いについて	幹事会決定 H20. 1. 24		「記録」の英訳の規定を追加

＜組織関係＞					
84	⑦科学的助言等対応委員会運営要綱【新規制定】				科学的助言等対応委員会の任務・組織等について規定
86	⑧日本学術会議分野別委員会及び分科会等についての一部改正	日本学術会議分野別委員会及び分科会等について	幹事会決定 H20. 10. 23	V 分野別委員会又は分科会の提言及び報告等について ※意思の表出の種類やプロセス	「見解」の追記、用語の整理、インパクトレポートに関する規定の改正
90	⑨若手アカデミー運営要綱の一部改正	若手アカデミー運営要綱	幹事会決定 H26. 10. 23	第5（その他の下部組織） ※若手アカデミーが提言及び報告を发出できる旨	「提言」を「見解」に改正
91	⑩科学と社会委員会運営要綱の一部改正	科学と社会委員会運営要綱	幹事会決定 H17. 10. 4	課題別審議等査読分科会 ※提言等の草案の査読に関することを調査審議事項とする分科会	課題別審議等査読分科会の廃止
92	⑪課題別委員会の在り方についての一部改正	課題別委員会の在り方について	幹事会決定 H18. 3. 23	2. 課題別委員会の要件 ※設置要件として、提言する必要がある課題について審議すること	「提言」を「意思の表出」に改正
93	⑫外部評価実施規程の一部改正	外部評価実施規程	幹事会決定 H27. 6. 19	第6条 ※会長が外部評価書に対する「見解」をまとめること	「見解」を「対応の考え方」に改正
94	⑬サイエンスカフェに関する今後の対応についての一部改正	サイエンスカフェに関する今後の対応について	幹事会決定 H24. 11. 30	サイエンスカフェは学術会議の「見解」を示すための場ではないことについての注記	「見解」を「意見」に改正
95	⑭部が直接統括する分野別委員会合同分科会についての一部改正	部が直接統括する分野別委員会合同分科会について	幹事会決定 H21. 6. 25	部が直接統括する分野別委員会合同分科会の行う意思の表出については、担当部長が幹事会に提案すること	当該規定を削除
96	⑮科学者委員会運営要綱の一部改正	科学者委員会運営要綱	幹事会決定 H17. 10. 4	小分科会の調査審議事項として「提言としての公表」	「提言」を「意思の表出」に改正
97	⑯学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学術情報の基盤形成に関する検討委員会設置要綱の一部改正	学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学術情報の基盤形成に関する検討委員会設置要綱	幹事会決定 R3. 1. 28	職務として「提言として发出」	「提言」を「意思の表出」に改正
98	⑰分野別委員会運営要綱の一部改正	分野別委員会運営要綱	幹事会決定 H26. 8. 28	分科会の調査審議事項として「提言の发出」等	必要に応じ「提言」を「意思の表出」「見解」に改正

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>勧告等の手続</u>)</p> <p>第2条 <u>部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「分科会等」という。）が意思の表出を行うことを希望する場合、検討課題、意思の表出の種類その他の別に幹事会が定める事項を科学的助言等対応委員会に提出することとする。</u></p> <p>2 <u>分科会等の長が勧告、要望、声明、提言（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の骨子を科学的助言等対応委員会に提出することとする。</u></p> <p>3 <u>科学的助言等対応委員会は、提出された検討課題、意思の表出の種類及び勧告等の骨子について、内容の適切性及び過去10年間に行われた意思の表出との関連等について検討し、提出者に助言を行う。</u></p> <p>4 <u>勧告等を行ってから5年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応じ、再度、勧告等を行うことができる。</u></p> <p>5 <u>提出者は、第2項の助言に基づき勧告等の案を作成の上、査読を経て、総会又は幹事会の承認を得なければならない。</u></p> <p>6 <u>勧告等の手続に関し必要な事項は、別に幹事会が定める。</u></p>	<p>(<u>勧告等の提出</u>)</p> <p>第2条 <u>部及び委員会の長が勧告、要望、声明（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の案を科学と社会委員会に提出することとする。</u></p> <p>2 <u>科学と社会委員会は、提出された勧告等の案について、内容の適切性及び過去10年間に行われた勧告等との関連について検討し、提出者に助言を行う。</u></p> <p>3 <u>勧告等を行ってから5年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応じ、再度、勧告等を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>提出者は、第2項の助言に基づき、必要に応じ勧告等の案を修正の上、議案として幹事会に提出する。</u></p>
<p>(<u>見解及び報告の手続</u>)</p> <p>第3条 <u>分科会等が見解又は報告（以下「見解等」という。）を発表する場合、別表第1に掲げる区分のとおり承認を得なければならない。</u></p>	<p>(<u>提言及び報告の手続</u>)</p> <p>第3条 <u>部及び委員会又は分科会が提言及び報告（以下「提言等」という。）を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている課題別委員会及び幹事会の附置委員会については、当該委員会での承認に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前項のいずれの場合においても、部及び課題別委員会、幹事</u></p>

<p>2 <u>地区会議は、科学者委員会に、科学者委員会を表出主体とする見解等の案を提案することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の案が科学的助言等対応委員会において承認された場合は、地区会議が提案した旨を記載することとする。</u></p> <p>4 <u>見解等の手続に関し必要な事項は、別に幹事会が定める。</u></p> <p>(主催区分)</p> <p>第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、<u>別表第2</u>の区分によって行う。</p> <p>2 講演会、シンポジウム等の主催に関する幹事会の議案の様式は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p>	<p><u>会の附置委員会の長が提言等を行うことを希望する場合、提言等の案を前項の手続きの前に科学と社会委員会に提出することとする。科学と社会委員会は、提出された提言等の案について、内容の適切性及び過去10年間に行われた提言等との関連について検討し、提出者に助言を行う。ただし、大学教育の分野別質保証委員会の提言等については、事前に各部での助言を受けていることをもって本項の対象から除くこととする。</u></p> <p>3 <u>分野別委員会の長が提言等を行うことを希望する場合、提言等の案をその分野別委員会が所属する部に提出することとする。</u></p> <p>4 <u>第1項において、分科会の提言等の案については、その分科会が置かれる委員会の承認を得て、当該委員会の委員長が、幹事会（第1項ただし書に定める委員会が、部、委員会又は分科会が発表しようとする提言又は報告の案を審議するために設置された委員会である場合には、その委員会）に提出することとする。</u></p> <p>5 <u>地区会議は、科学者委員会に提言等の案を提案することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の案が幹事会において承認された場合は、地区会議が提案した旨を記載することとする。</u></p> <p>(主催区分)</p> <p>第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、<u>別表第1</u>の区分によって行う。</p> <p>2 講演会、シンポジウム等の主催に関する幹事会の議案の様式は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

(臨時の委員会の設置)

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。

3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第4のとおりとする。

4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

別表第1 (第3条関係)

種類	表出主体	承認を得る委員会
見解	分科会等	科学的助言等 対応委員会
報告	部	科学的助言等 対応委員会
	分野別委員会	所属する部
	課題別委員会、機能別委員会、幹事会附置委員会	科学的助言等 対応委員会
	若手アカデミー	科学的助言等 対応委員会
	部に置かれる分科会	所属する部
	分野別委員会に置かれる分科会	所属する部
	分科会(部に置かれる分科会及び分	分科会が置か

3 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

(臨時の委員会の設置)

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。

3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第3のとおりとする。

4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(新設)

	野別委員会に置かれる分科会を除く。)	れる委員会	
別表第 <u>2</u> (第5条関係) (略)			別表第 <u>1</u> (第5条関係) (略)
別表第 <u>3</u> (第5条関係) (略)			別表第 <u>2</u> (第5条関係) (略)
別表第 <u>4</u> (第11条関係) (略)			別表第 <u>3</u> (第11条関係) (略)

附則 (令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定)

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則 (令和3年日本学術会議規則第1号) の施行の日 (令和4年1月1日) から施行する。

意思の表出等の作成手続について（案）

〔 令和 3 年 1 2 月 2 4 日
日本学術会議第 3 2 0 回幹事会決定 〕

I. 意思の表出等の種類について

1. 日本学術会議法（以下「法」という。）に基づくもの

承認は総会において行うこととし、緊急又は早期の意思の表出が求められるなどの特段の事情があると会長が認める場合には幹事会において承認することができる。表出主体は学術会議とする。

(1) 答申 法第四条に基づく政府からの諮問を受けて、日本学術会議（以下「学術会議」という。）が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討して発出する。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。

(2) 勧告 法第五条に基づき、学術会議が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討してその実現を強く政府に求める必要があると判断した事項について発出する。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。

2. 日本学術会議会則（以下「会則」という。）第 2 条に基づくもの（要望、声明）

承認は総会において行うこととし、緊急又は早期の意思の表出が求められるなどの特段の事情があると会長が認める場合には幹事会において承認することができる。表出主体は学術会議とする。

(1) 要望 学術会議が、具体的な施策の実現を政府や関係機関等に求める必要があると判断した場合に発出する。

(2) 声明 学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、自らの意見を政府や関係機関、広く社会に向けて表明する場合に発出する。

3. 会則第 2 条に基づくもの（提言、見解、回答）

(1) 提言 法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表する必要がある場合に発出する。表出主体は学術会議とする。科学的助言等対応委員会による査読を経た上で、幹事会において承認する。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている課題別委員会及び幹事会附置委員会については、当該委員会での承認をもって幹事会の承認に代えることができる。

(2) 見解 法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデ

ミーが、科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を公表する、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示する必要がある場合に発出する。表出主体は策定した部、委員会、分科会又は若手アカデミーとする。部等による査読を経た上で、科学的助言等対応委員会において承認する。

- (3) 回答 関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討して発出する。表出主体は学術会議とする。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。科学的助言等対応委員会による査読を経た上で、幹事会において承認する。

4. 会則第2条に基づくもの（報告）

報告 法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を公表するもの。表出主体は当該部、委員会、分科会又は若手アカデミーとする。

5. 日本学術会議会則第3条に基づくもの（国際活動）

共同声明 諸外国のアカデミー等と共同で取りまとめて、それらの会長等との連名により公表するもの。取りまとめに当たり、幹事会はその内容について会長に助言を行う。

6. 手続

上記1.～5.については、当該意思の表出を発出した後の直近に開催される総会に報告するものとする（総会において承認されたものを除く。）。

II. 意思の表出の手続について

1. 諮問又は審議依頼への対応

政府からの諮問又は関係機関からの審議依頼を受けたときは、幹事会は、諮問に対する答申又は審議依頼に対する回答の審議を行う部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「分科会等」という。）を決定する。幹事会は、必要に応じ、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。

2. 提案

- (1) 分科会等が意思の表出（答申、勧告、要望、声明、提言、見解、回答又は報告）を行うことを希望する場合、分科会等の長は、その分科会等が所属する部又は委員会その他の関係する分科会等との調整を行った上で、科学的助言等対応委員会に意思の表出を行おうとする検討課題、意思の表出の種類、意思の表出を行う時

期等を申し出る。(別紙様式1)

- (2) 科学的助言等対応委員会は、申し出のあった検討課題について、過去10年間に行われた意思の表出との関連等について検討し、当該検討課題の申し出を行った分科会等の長に分科会等の審議において留意すべき事項等について助言を行う。
- (3) 科学的助言等対応委員会は、分科会等が勧告、要望、声明又は提言(以下「提言等」という。)の発出を希望する場合、以下の事項を満たしているか確認する。
 - ① 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - ② 読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ③ 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
 - ④ 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
 - ⑤ グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
 - ⑥ 関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
 - ⑦ 提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。
- (4) 分科会等が提言等の発出を希望する場合、分科会等の長は、その分科会等が所属する部又は委員会その他の関係する分科会等との調整を行った上で、科学的助言等対応委員会に提言等の骨子を提出する。(別紙様式2)
- (5) 科学的助言等対応委員会は、提出された骨子の内容に基づき、適切な意思の表出の種類(見解又は報告を含む。)、意思の表出の案の作成において留意すべき事項等について当該骨子を提出した分科会等の長に助言を行う。
- (6) 科学的助言等対応委員会は、分科会等が想定している意思の表出の種類とは異なる種類とすることを助言しようとする場合には、あらかじめ当該骨子を提出した分科会等の意見を聴く。
- (7) 分科会等が科学的助言等対応委員会による助言に不服がある場合には、当該分科会等の長は幹事会に対して申立てを行うことができる。
- (8) 申立てを受けた幹事会は、申立てを行った分科会等の長、科学的助言等対応委員会の長その他の関係者から意見を聴いて、当該申立てに対する幹事会としての判断を示す。この場合において、科学的助言等対応委員会を組織する者は、申立てに関する審議に加わらないこととする。
- (9) 申立てを行った分科会等の長は、幹事会が示した当該判断の趣旨を尊重して意思の表出を行う。
- (10) 幹事会は、総合的・俯瞰的な見地からの科学的助言が必要であると認める検討課題があるときは、当該検討課題に関係する分科会等に意思の表出の案の作成を依頼することができる。この場合において、幹事会が複数の分科会等に対して共同して案の作成を依頼することも妨げない。
- (11) 意思の表出(報告を除く。)の案の作成に当たっては、検討課題に関し、社会の多様な問題関心等に留意することや適切な情報収集を図ること等を目的とし

て、学協会、政策関係者、専門職団体、産業界、市民、NGO・NPO等の関係団体との意見交換を行う。その際、法第3条に定める職務の独立性が確保されるよう留意する。

3. 査読及び審議

(1) 勧告、答申、要望、声明、提言又は回答

- ① 分科会が勧告、答申、要望、声明、提言又は回答（以下「勧告等」という。）の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から科学的助言等対応委員会の査読を求めることについての承認を得る。分野別委員会に置かれる分科会の場合には、その分科会が置かれる委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過、2（3）①～⑦を満たしていることを確認した旨等を記載した査読結果報告書を作成する。（別紙様式3）
- ② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、科学的助言等対応委員会に勧告等の案を提出し、科学的助言等対応委員会による査読を受ける。分野別委員会に置かれる分科会の場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した査読結果報告書を添付する。
- ③ 部、委員会又は若手アカデミーが勧告等の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出し、科学的助言等対応委員会による査読を受ける。
- ④ 科学的助言等対応委員会による査読は、当該委員会を組織する者又は当該委員会委員長が指名する者（会員又は連携会員でない者も含む。）により行う。その際、学術会議の独立性が担保されることを前提に、会員又は連携会員でない者で当該課題について専門的知識を有する者を加えることを原則とする。また、勧告等の案が法律の制定改廃又は教育課程の改編に係る提案を内容とする場合など、科学的助言等対応委員会の長が必要と認めるときは、当該分野を専門とする者（会員又は連携会員でない者を含む。）の意見を聴く。
- ⑤ 科学的助言等対応委員会による査読を終了した場合には、分科会等の長（分科会の場合は当該分科会が置かれる委員会の委員長）は、幹事会に勧告等の案を提出する。
- ⑥ 幹事会は、分科会等に対し、勧告等の案における問題点を指摘するとともに、その修正を求めることができる。また、査読を行った委員会又は科学的助言等対応委員会に対し、改めて査読の実施を求めることができる。

(2) 見解

- ① 分科会（分野別委員会に置かれるものに限る。）が見解の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から部の査読を求めることにつ

いての承認を得る。当該委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過、⑧ア)～オ)を満たしていることを確認した旨等を記載した査読結果報告書を作成する。(別紙様式3)

- ② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した査読結果報告書を添付して、所属する部に見解の案を提出することとし、当該部による査読を受けるとともに、当該部から科学的助言等対応委員会の審議を求めることについての承認を得る。
- ③ 分野別委員会又は部に置かれる分科会が見解の案を作成したときは、その長は、所属する部に見解の案を提出することとし、当該部による査読を受けるとともに、当該部から科学的助言等対応委員会の審議を求めることについての承認を得る。
- ④ 分科会(分野別委員会又は部に置かれるものを除く。)が見解の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から科学的助言等対応委員会の審議を求めることについての承認を得る。
- ⑤ ②～④の承認を得た場合には、分科会の長又は分野別委員会の長は、科学的助言等対応委員会に見解の案を提出する。
- ⑥ 部、委員会(分野別委員会を除く。)又は若手アカデミーが見解の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出する。
- ⑦ 科学的助言等対応委員会は、分科会等に対し、見解の案における問題点を指摘するとともに、その修正を求めることができる。また、査読を行った部又は委員会に対し、改めて査読の実施を求めることができる。
- ⑧ ②～④の部及び委員会における査読並びに⑥の科学的助言等対応委員会における審議においては、以下の事項を満たしているか確認する。ただし、以下の事項が満たされていないと認められる場合には、分科会等の長に対し、その理由の説明を求めることができる。
 - ア) 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - イ) 読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ウ) 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
 - エ) 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
 - オ) グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。

(3) 報告

- ① 分科会(分野別委員会に置かれるものに限る。)が報告の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から部の審議を求めることについての承認を得る。当該委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過等を記載した査読結果報告書を作成する。(別紙様式3)

- ② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した査読結果報告書を添付して、所属する部に報告の案を提出する。
- ③ 分野別委員会又は部に置かれる分科会が報告の案を作成したときは、その長は、所属する部に案を提出する。
- ④ 分科会（分野別委員会又は部に置かれるものを除く。）が報告の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出する。
- ⑤ 部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが報告の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出する。

（４）複数の分科会等が意思の表出の案を作成する場合の査読の手順

複数の部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「分科会等」という。）が意思の表出の案を作成する場合において、意思の表出の案を査読することとされている部又は委員会（以下「査読組織」という。）が複数あるときは、査読は以下のいずれかの手順により行うものとする。いずれの手順とするかについては、作成の中心となった分科会等（以下「主たる分科会等」という。）の査読組織が決定する。

- ① 関連するすべての査読組織が、それぞれ所属する1名以上の会員又は連携会員を推薦して合同査読チームを構成する。合同査読チームの責任者は、主たる分科会等の査読組織に所属する者から、合同査読チームの互選によって選出する。合同査読チームが当該意思の表出の案について査読した場合は、すべての査読組織が査読したものとみなす。
- ② 関連する査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織のみが当該意思の表出の案について査読を行う。この場合は、その他の関連する査読組織のすべてが査読したものとみなす。主たる分科会等の査読組織は、その他の関連する査読組織の協力を求めることとする。

Ⅲ. 査読における確認事項について

意思の表出の種類にかかわらず、科学的助言等対応委員会、部等における査読において確認を行うべき事項は、主に以下のとおりとする。なお、科学的助言等対応委員会、部等の判断で査読の具体的な手順、査読期間の目安等について別に定めることを妨げない。

- ① 日本学術会議における過去10年間の公表文書、直近に公表予定の文書等との通時的な整合性
- ② 科学者の内外に対する代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性
- ③ 内容の実行可能性と実現可能性
- ④ 読みやすさ、簡潔な要旨
- ⑤ 記述・主張を裏付けるデータ、適切な引用、出典・参考文献の明記
- ⑥ 利益誘導と誤解されることのないような配慮

- ⑦異なる意見の公平な取扱い
- ⑧委員会・分科会の設置趣旨との整合性
- ⑨意思の表出の種類と内容の整合性
- ⑩勧告、要望、声明、提言（以下「提言等」という。）とする場合に特に確認を要する事項（見解の場合は、ア）～オ）に準拠している旨を部又は委員会等において適切に確認されていることの確認を行う。）
 - ア）個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - イ）読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ウ）関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
 - エ）異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
 - オ）グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
 - カ）関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
 - キ）提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。

IV. 意思の表出の様式について

1. 日本学術会議の意思の表出に係る様式及び作成付属資料

意思の表出を行う際には、原則として（1）の様式に従うとともに、（2）の付属資料を作成するものとする。

（1）様式

日本学術会議が行う意思の表出は別紙様式4により作成する。

（2）付属資料

意思の表出に当たっては、以下①から③の資料を別途作成する。また、必要のある場合には、④を作成する。

- ① 提言等の提出チェックシート（別紙様式5）
- ② 意思表出補足資料（別紙様式6）
- ③ 記者発表用要旨（別紙様式7）
- ④ 平易な普及用資料（1ページ程度で読み手が全体像を把握できるもの）

2. エビデンスの記載及び提出

意思の表出を行う際のエビデンス（科学的根拠や論拠）を示すため、元のデータ及び資料（元のデータ若しくは資料を作成した者が加工したものを含む。）の出所を、本文中の図表、参考文献欄又は注釈に記載するとともに、個々のデータ及び資料（図に関しては復元可能なようにプロットデータ、計算式等も含む。）は、あらかじめ幹事会に提案する前に、公開に関する取扱いの情報を付して、事務局に提出することとする（参考資料として添付する場合はこの限りではない。）。出版物から引

用する場合には、著作権の扱いについて特に留意することとする。

事務局における確認作業において、本文中の記載の修正の必要が判明した場合には、作成者が必要な修正を施すこととする。

3. 事後的な評価の作成

勧告、答申、要望、声明、提言、回答及び見解については、作成を担った分科会等の役員の責任においてフォローアップ・レポート（別紙様式8）を作成し、意思の表出を行った日から1年後速やかに科学的助言等対応委員会に報告するものとする。

勧告、答申、要望、声明、提言及び回答については、作成を担った分科会等の役員の責任においてインパクト・レポート（別紙様式9）を作成し、意思の表出を行った日から3年以内に科学的助言等対応委員会に報告するものとする。

勧告、答申、要望、声明、提言、回答又は見解の作成を担った分科会等が継続して置かれていない場合であって、その分科会等が所属する部又は委員会があるときは、当該部又は委員会の役員若しくは当該部又は委員会が指名する分科会等の役員がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとし、分科会が所属する部又は委員会がないときは、別に幹事会が指名する者がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとする。

V. 周知方法について

1. 公表等

日本学術会議が行う意思の表出は、日本学術会議ウェブサイト及び報道発表により公表することを原則とし、必要に応じ、記者会見等をあわせて行うことができる。また、意思の表出の内容に応じ、関係する学協会その他の機関又は団体に対しても個別に周知を行う。

2. 政府内への周知方法

日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法については、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、会長が必要があると認める場合には、以下にかかわらず、別の取扱いをすることができるものとする。

種類	表出主体	周知方法
勧告	学術会議	<ul style="list-style-type: none">・会長より、内閣総理大臣に対して、手交（手交の際は内閣総理大臣宛てに会長名の公文書を添付する。）。・会長より、各大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。

		<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各府省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
要 望 声 明 提 言	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、各大臣宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各府省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
見 解 報 告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
答 申	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・必要に応じ、事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
回 答	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官（会長がこれらに準ずると認める者を含む。）のいずれでもない場合には、審議依頼者あて会長名の公文書を添付し、送付することで代えることができる。 ・必要に応じ、事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。

※Gサイエンス学術会議の共同声明等については、勧告の取扱いに準じる。

VI. 英訳の取扱いについて

1. 目的

日本学術会議が、国際的な情報発信力を強化し、より戦略的・効果的な発信を行うため、法第4条に定める諮問に対する答申、同法第5条に定める勧告、会則第2条に定める意思の表出（要望、声明、提言、見解、報告、回答）の英訳（要旨を含む。）を作成する場合の手続きを以下のとおり定める。

2. 英訳の作成

勧告、答申、要望、声明、提言及び回答については、特に国際的発信を行うことが適当なものについて全文の英訳を作成する。その他のもの並びに見解及び報告については、要旨の英文を作成する。

3. 内容の同一性

英訳については、元となる日本語の意思の表出等と同じ内容であることを原則とする。英訳の際、内容を変更する必要がある場合は、元となる日本語の意思の表出等を改定した上で、英訳を作成することとする。

4. 英訳の責任主体

英訳については、元となる意思の表出等を策定した分科会等の責任において、英訳を行い、元となる意思の表出等と英訳との間に齟齬がないことを確認し、公表する。また、英訳の冒頭で、既存の意思の表出等の英訳であることを明記する。

5. 幹事会への報告

英訳を作成した際には、外部に公表する前に、作成の事実と作成した文書の概要等を幹事会へ報告することとする。やむを得ず公表前に報告することができなかった場合には、公表後直近の幹事会へ報告することとする。

6. 意思の表出の名称の英訳

意思の表出の名称の英訳を、以下のとおり定める。

意思の表出	英訳
勧告	Recommendation to the Government
答申	Report Findings
要望	Request
声明	Statement
提言	Recommendation
見解	Advisory Opinion
報告	Report
回答	Response

(参考)「記録」の英訳は「Record」とする。(「外部へ公表する文書の取扱いについて」(平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定))

附 則 (令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定)
(施行期日)

1. この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。
（関係する決定の廃止）
2. 日本学術会議の意思の表出における取扱要領（平成18年6月22日日本学術会議第18回幹事会決定）、部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン（平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定）、日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法について（平成22年2月25日日本学術会議第90回幹事会決定）、意思の表出等の英訳の取扱いについて（平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定）、表出主体が複数ある場合の査読の手順について（令和2年3月26日日本学術会議第288回幹事会申合せ）は、廃止する。
（見直し）
3. 幹事会は、この決定の施行後1年を目途として、この決定の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

意思の表出の申出書

※①～④、⑦、⑧については、必ず記載してください。

⑤、⑥については、可能な範囲で記載してください。

- ① 「意思の表出」を行おうとする検討課題・趣旨

- ② 想定する「意思の表出」の種類、理由

- ③ 「意思の表出」を行おうとする時期、理由

- ④ 参照することを想定している過去の「意思の表出」のタイトル・発出年月日

- ⑤ 骨子（概要）案（分科会等として「意思の表出」の発出を決定している場合）
別添してください。箇条書きで構いません。

- ⑥ 各項目に関する現状・見通し等を記載
 - 1) 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか

 - 2) 読者・名宛人を明確にして立案しているか
(想定する読者・名宛人を記載)

 - 3) 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか
(外部機関等との意見交換の実績（未提出の概要があれば別添）、今後の見通し等を記載)

4) 異論に対する公平な取り扱いがなされているか

(特に国民的議論が大きく分かれている問題の場合には、異論に対する取り扱いについての考え方を記載)

5) グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか

(当該問題についての主要国の動向についてわかる範囲で記載)

6) 関係する委員会・分科会との連携がなされているか

(関連する他の分科会等との連携の有無・予定(連絡会議との関係を含む)等を記載)

7) 提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換やシンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか

⑦ これまでの審議経過(複数の分科会等が関わっている場合にはすべての分科会等について記載してください。議事録を別添してください。)

⑧ 今後の想定するスケジュール等

(委員会・分科会での審議予定、フォーラムの開催予定など)

⑨ その他

(ページ数について特段の制限はありません)

〇〇委員会〇〇分科会委員長

(氏名) 〇〇 〇〇

(提出年月日) 〇〇年〇〇月〇〇日

意思の表出の申出書

※すべての項目について、必ず記載してください。

- ① 「意思の表出」を行おうとする検討課題・趣旨

- ② 想定する「意思の表出」の種類、理由

- ③ 「意思の表出」を行おうとする時期、理由

- ④ 参照することを想定している過去の「意思の表出」のタイトル・発出年月日

- ⑤ 骨子（概要）案（分科会等として「意思の表出」の発出を決定している場合）別添してください。箇条書きで構いません。

- ⑥ 各項目に関する現状・見通し等を記載
 - 1) 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか

 - 2) 読者・名宛人を明確にして立案しているか
(想定する読者・名宛人を記載)

 - 3) 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか
(外部機関等との意見交換の実績（未提出の概要があれば別添）、今後の見通し等を記載)

4) 異論に対する公平な取り扱いがなされているか

(特に国民的議論が大きく分かれている問題の場合には、異論に対する取り扱いについての考え方を記載)

5) グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか

(当該問題についての主要国の動向についてわかる範囲で記載)

6) 関係する委員会・分科会との連携がなされているか

(関連する他の分科会等との連携の有無・予定(連絡会議との関係を含む)等を記載)

7) 提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換やシンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか

⑦ これまでの審議経過(複数の分科会等が関わっている場合にはすべての分科会等について記載してください。議事録を別添してください。)

⑧ 今後の想定するスケジュール等

(委員会・分科会での審議予定、フォーラムの開催予定など)

⑨ その他

(ページ数について特段の制限はありません)

〇〇委員会〇〇分科会委員長

(氏名) 〇〇 〇〇

(提出年月日) 〇〇年〇〇月〇〇日

査読結果報告書

(1) 意思の表出を行う意義

(2) 委員会における審議経過

(3) 査読における主な指摘事項とその対応

(4) 確認事項の充足性（報告の場合は除く）

勧告、答申、要望、声明、提言、回答の場合：下記①～⑦

見解の場合：下記①～⑤

- ① 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか
- ② 読者・名宛人を明確にして立案しているか
- ③ 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか
- ④ 異論に対する公平な取り扱いがなされているか
- ⑤ グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか
- ⑥ 関係する委員会・分科会との連携がなされているか
- ⑦ 提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換やシンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか

(5) その他

(ページ数について特段の制限はありません)

〇〇委員会委員長

(氏名) 〇〇 〇〇

(提出年月日) 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣
〇〇 〇〇 殿

日本学術会議会長
〇〇 〇〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 (提言)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(日本学術会議の意思表出の種類)

提 言

(主題) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



(公表 (記者発表) の日付)

〇〇年 (※和暦) (〇〇年 (※西暦)) 〇〇月〇〇日

(表出主体)

日 本 学 術 会 議

(表出主体が日本学術会議である場合)

この勧告(又は答申、要望、声明、提言、回答)は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会が中心となり審議を行ったものであり、日本学術会議として公表するものである。

(表出主体が部、委員会又は分科会である場合)

この見解(又は報告)は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議〇〇委員会△△分科会

	(氏名)	(職名)
委員長	〇〇 〇〇	(第〇部会員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
副委員長	〇〇 〇〇	(第〇部会員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
幹事	〇〇 〇〇	(連携会員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	(第〇部会員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	(連携会員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	(特任連携会員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	(第〇部会員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

	(氏名)	(職名)
事務局	〇〇 〇〇	参事官(〇〇担当)(又は〇〇課長)
	〇〇 〇〇	参事官(〇〇担当)付参事官補佐(又は〇〇課課長補佐)
	〇〇 〇〇	参事官(〇〇担当)付専門職(又は〇〇課〇〇係長)
	〇〇 〇〇	参事官(〇〇担当)付専門職付(又は〇〇課〇〇係)

注) 意思表示は、表出主体の一体的な意思の表出であることから、本文には執筆者の個人名は記載しない。ただし、ヒアリングの資料等個人名の記載されているものを参考資料として添付することは可とする。学術調査員、オブザーバ、参考人等を記載することも可能であるが、その場合は委員会等の構成員と明確に区別できるようにする。

要 旨

1 作成の背景

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○。
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○。

2 現状及び問題点

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○。
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ (本文○ページ 図○参照)。

3 提言等の内容

- (1) ○○○○○○
 - ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○ (本文○ページ 図○参照)。
 - ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○。
- (2) ○○○○○○
 - ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○ (本文○ページ 図○参照)。
 - ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
- (3) ○○○○○○
 - ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○ (本文○ページ 図○参照)。
 - ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○。

注) 勧告・答申・要望・声明・提言・回答については、特に国際的発信を行うことが適切なものについて全文の英訳、その他のもの及び見解・報告については要旨の英文を作成する。

目 次

はじめに	1
1 ○○○○	2
(1) ○○○○	2
① ○○○○○○	3
② ○○○○	5
③ ○○○○	6
ア ○○○○○○○	7
イ ○○○○○	8
(ア) ○○○○○	10
(イ) ○○○	12
ウ ○○○○○○	15
④ ○○○○	16
⑤ ○○	17
(2) ○○○○○	-
(3) ○○○	-
2 ○○○○○	-

-

-

-

おわりに

<用語・人名の説明>

<参考文献>

<付録>

(本 文)

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（勧告・答申・要望・声明・提言・見解・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです¹。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGs との関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

和文タイトル _____

英文タイトル（ネイティブ・チェックを受けてください）

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	<input type="checkbox"/>
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	<input type="checkbox"/>
3. 論理展開 2	政府や関係機関に対する意思の表出については、具体的な担当部局を想定している。	<input type="checkbox"/>
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。※図表を含む	<input type="checkbox"/>
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	<input type="checkbox"/>
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。	<input type="checkbox"/>
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	<input type="checkbox"/>
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	<input type="checkbox"/>

¹ 参考：日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。
<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/1>

9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	<input type="checkbox"/>
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	<input type="checkbox"/>
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	<input type="checkbox"/>
※9について、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日、既出の提言等との関係、相違点等について概要をお書きください。		
※チェックを付すことができない場合、その理由があればお書きください。		

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連（任意）

以下の17の目標のうち、提出する提言等（案）が関連するものに○をつけてください（複数可）。提言等公表後、学術会議 HP 上「SDGs と学術会議」コーナーで紹介します。

1. () 貧困をなくそう
2. () 飢餓をゼロに
3. () すべての人に保健と福祉を
4. () 質の高い教育をみんなに
5. () ジェンダー平等を実現しよう
6. () 安全な水とトイレを世界中に
7. () エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. () 働きがいも経済成長も
9. () 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. () 人や国の不平等をなくそう
11. () 住み続けられるまちづくりを
12. () つくる責任つかう責任
13. () 気候変動に具体的な対策を
14. () 海の豊かさを守ろう
15. () 陸の豊かさも守ろう
16. () 平和と公正をすべての人に
17. () パートナリシップで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015年9月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHPをご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

提言等公表時のSDGs説明

この説明は、日本学術会議の意思の表出（勧告・答申・要望・声明・提言・見解・報告・回答、以下「提言等」という）を日本学術会議ホームページのSDGsコーナーで紹介し、多くの関係者の閲読を促進するためのものです。

提言提出時のチェックシートにおいてSDGsとの関連に記述した場合は、日本語紹介文と英文アブストラクトを記載し、提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

和文タイトル _____

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

チェックシートで選択した項目に○をつけてください。

1. () 貧困 2. () 飢餓 3. () 健康 4. () 教育
5. () ジェンダー平等 6. () 安全な水 7. () エネルギー
8. () 経済成長 9. () 産業と技術革新 10. () 不平等
11. () まちづくり 12. () つくるつかう責任 13. () 気候変動
14. () 海の豊かさ 15. () 陸の豊かさ 16. () 平和と公正
17. () パートナリシップ

◎ 和文紹介文 200字以内

◎ 英文アブストラクト 150 words 以内

◎ キャッチフレーズ 20字以内

◎ キーワード 5つ程度

6 考察と今後の展望

フォローアップ・レポート作成責任者
〇〇委員会委員長（第〇〇期） 〇〇〇 〇〇
提出日 〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日

6 考察と今後の展望

(該当する箇所に✓を付したうえで、説明してください)

- 意思の表出の内容の大部分が実現された
- 意思の表出の内容の一部が実現された
- 意思の表出の内容は実現されていない

インパクト・レポート作成責任者

〇〇委員会委員長 (第〇〇期) 〇〇〇 〇〇

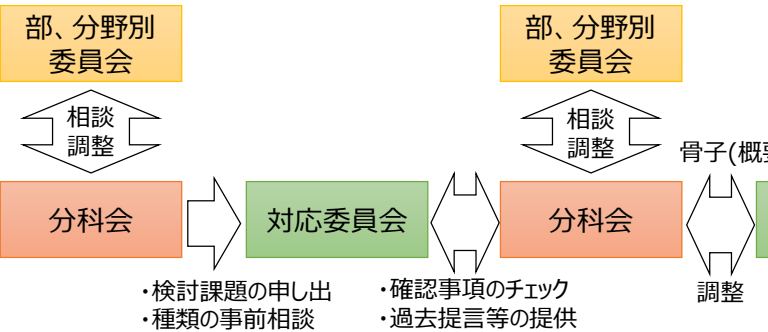
提出日 〇〇年 (〇〇〇〇年) 〇〇月〇〇日

※3年経過以降に追記すべき事項が生じた場合には、任意で、改訂版を科学的助言等対応委員会へご報告ください。

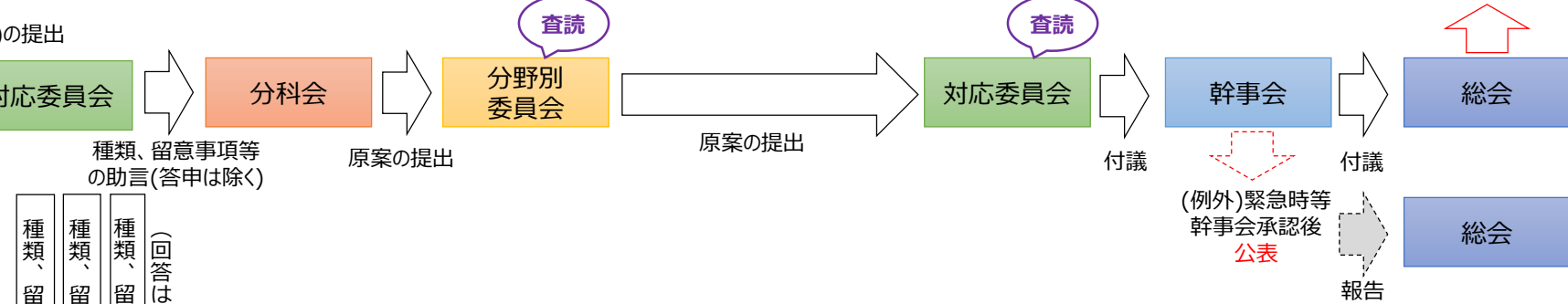
※本資料において、「対応委員会」とあるのは、科学的助言等対応委員会を指す。

分野別委員会分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

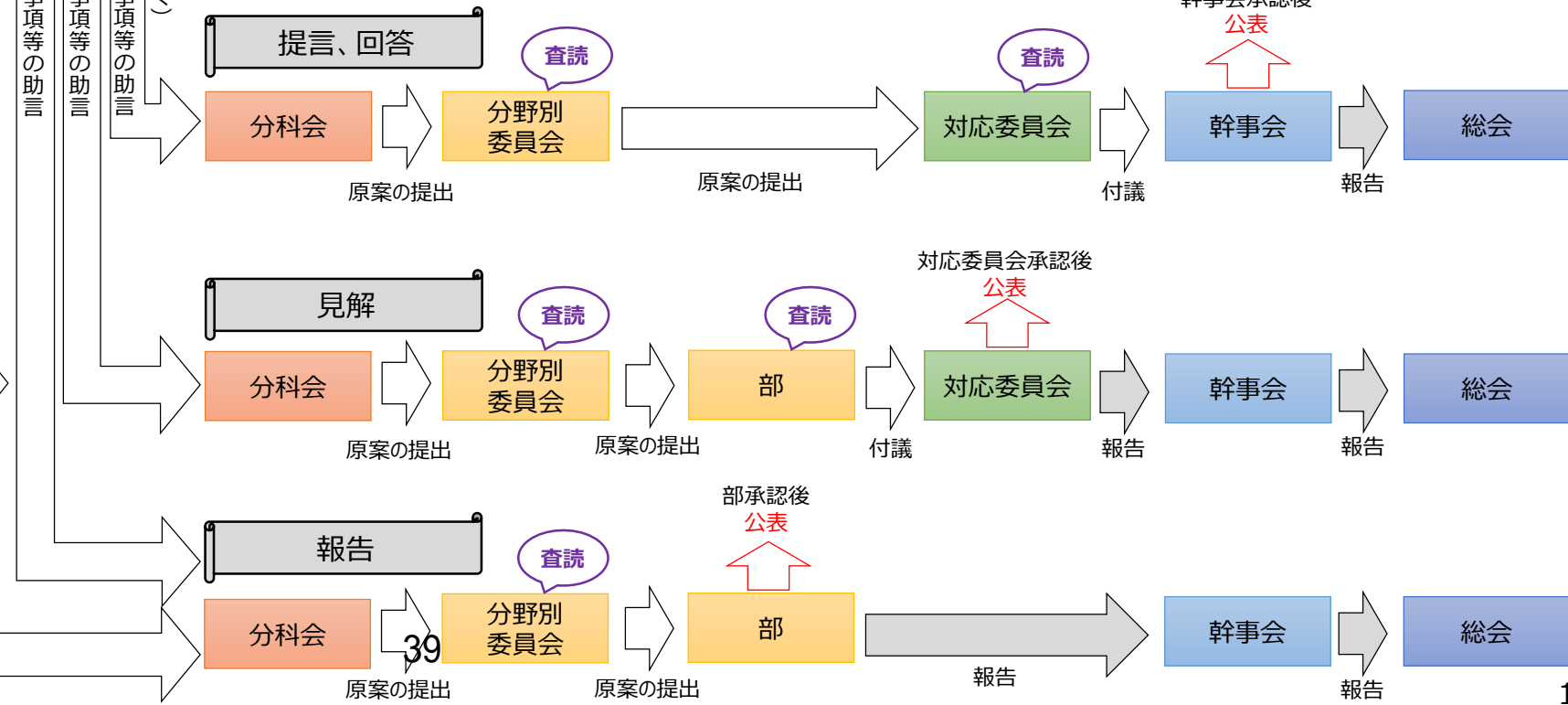
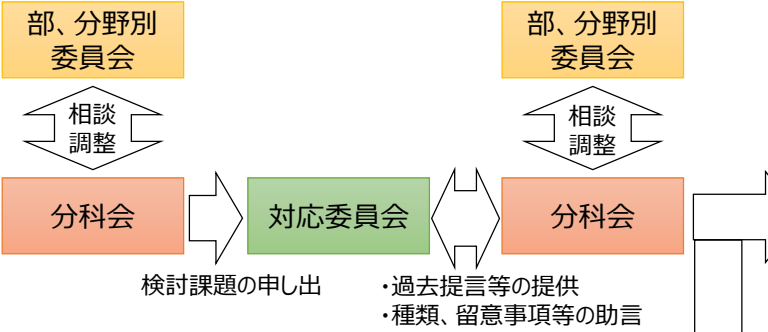
意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)



勧告、答申、要望、声明

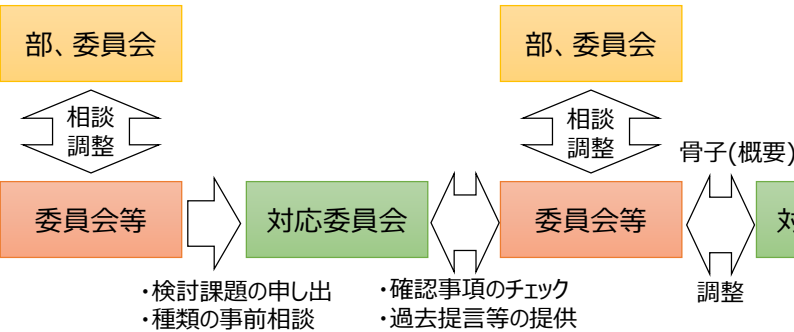


意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合)



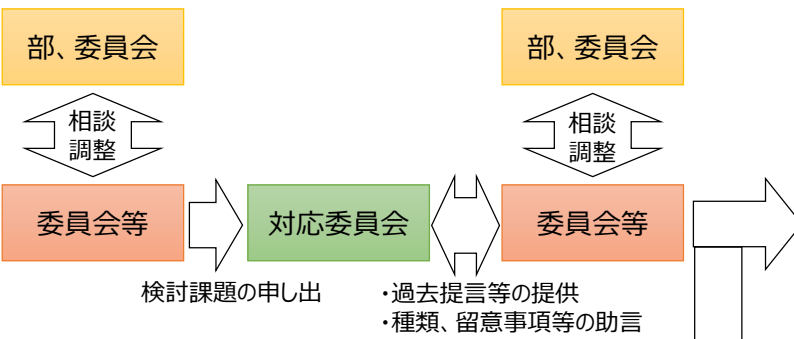
分野別委員会、部に置かれる分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

意思の表出の発出を行う場合
(委員会等として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)



勧告、答申、要望、声明

意思の表出の発出を行う場合
(委員会等として見解又は報告の発出を決定している場合)



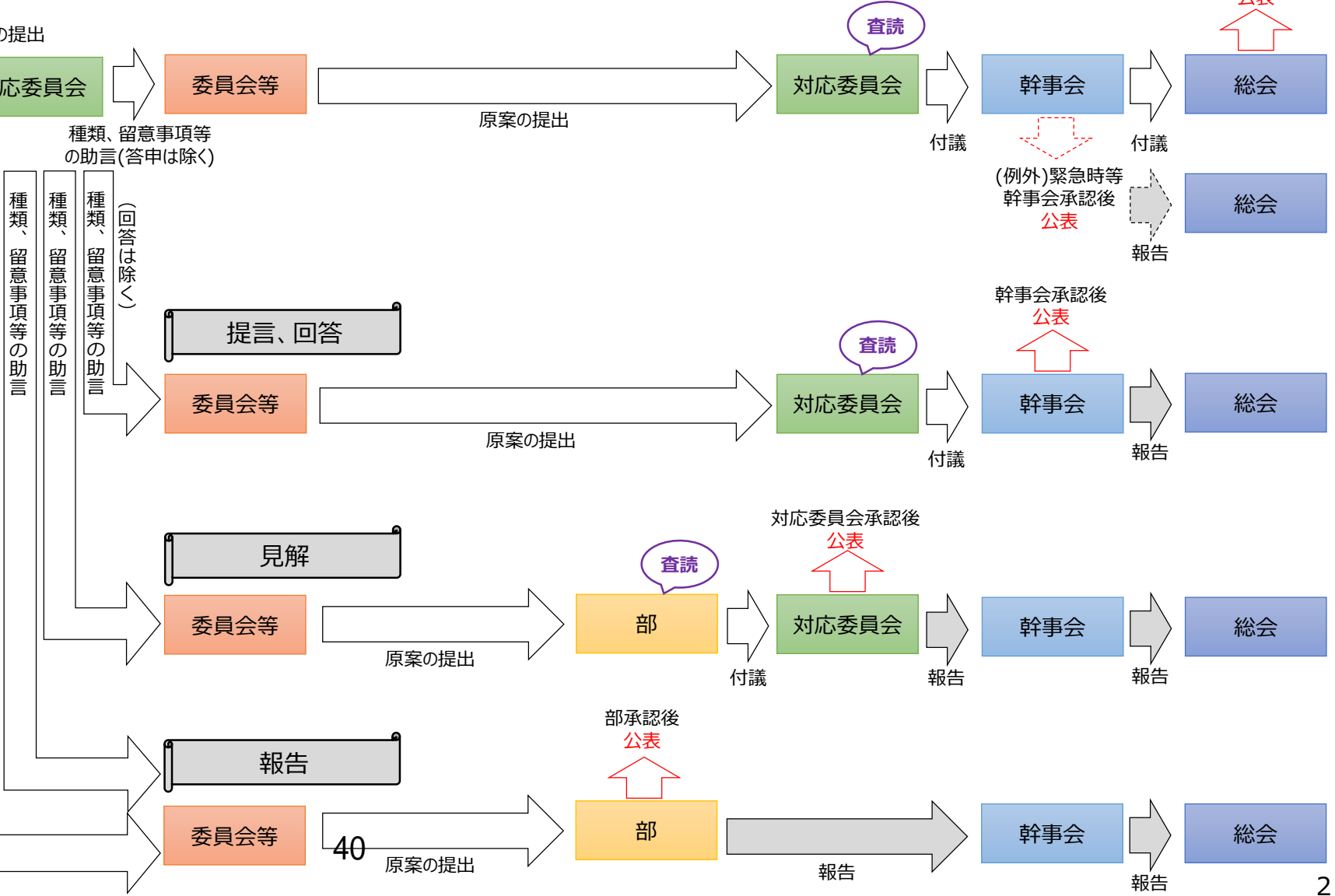
提言、回答

見解

報告

※本資料において、「委員会等」とあるのは、分野別委員会又は部に置かれる分科会を指す。

※本資料において、「対応委員会」とあるのは、科学的助言等対応委員会を指す。

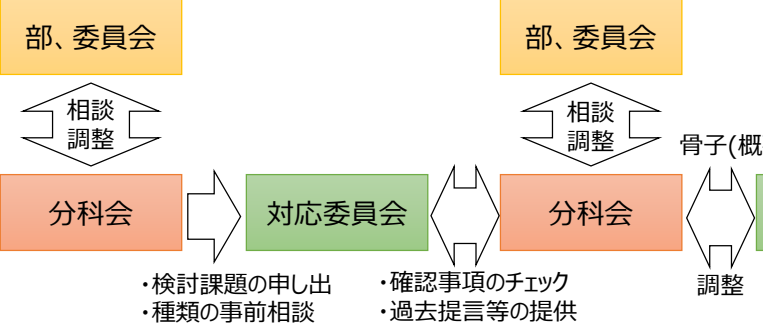


課題別委員会に置かれる分科会、機能別委員会に置かれる分科会、幹事会附置委員会に置かれる分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

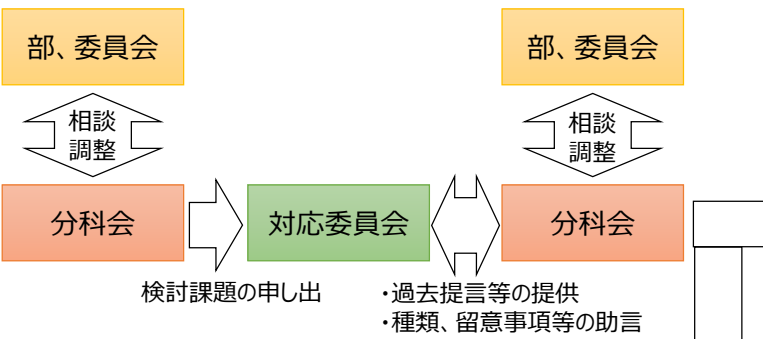
※本資料において、「委員会」とあるのは、分科会が置かれる課題別委員会、機能別委員会又は幹事会附置委員会を指す。

※本資料において、「対応委員会」とあるのは、科学的助言等対応委員会を指す。

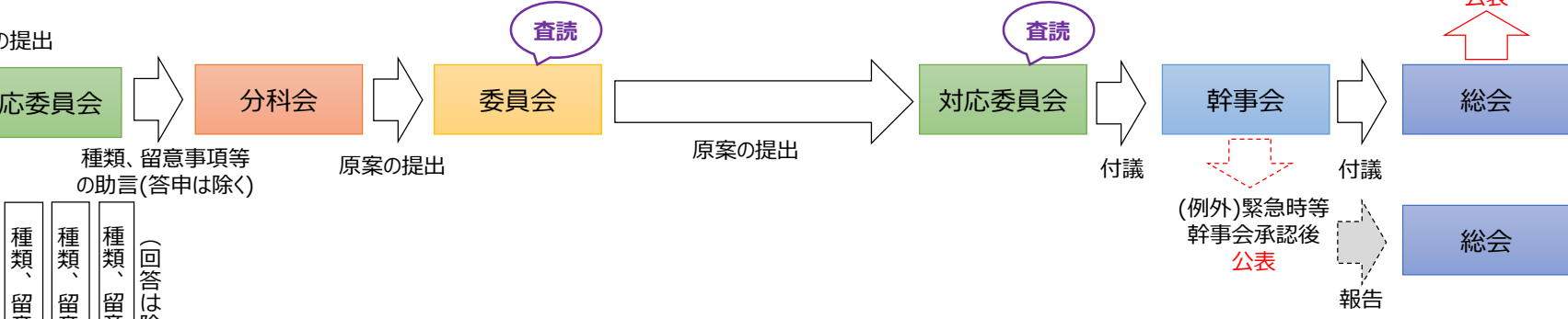
意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)



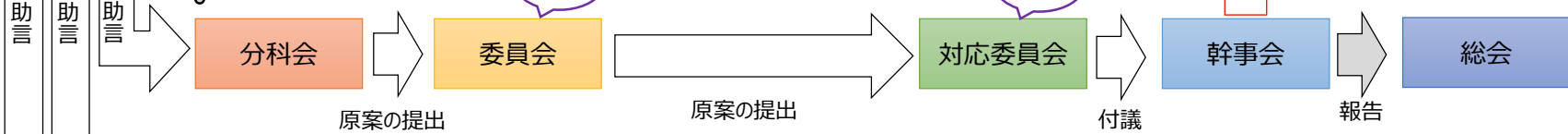
意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合)



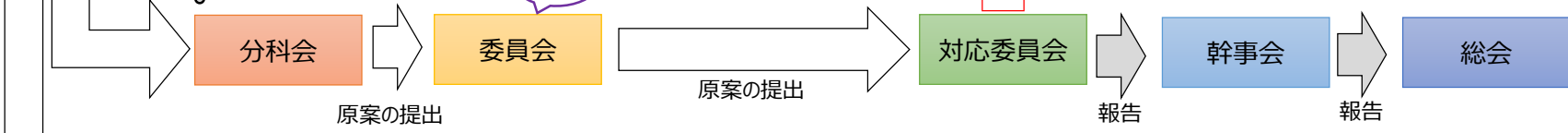
勧告、答申、要望、声明



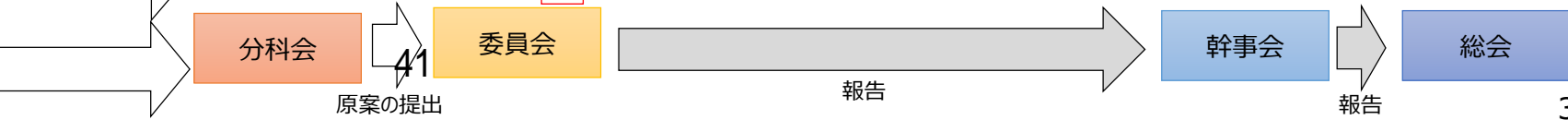
提言、回答



見解



報告

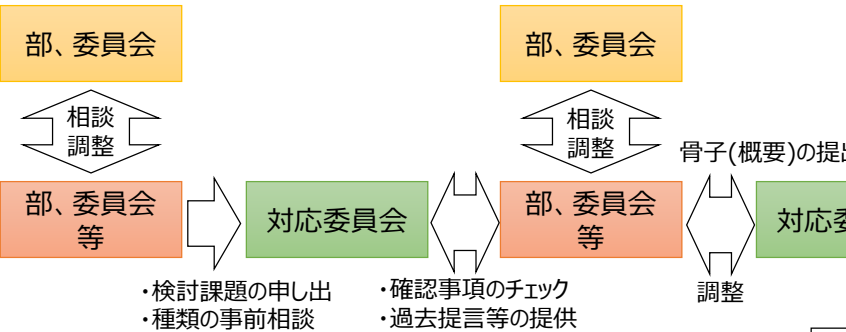


部、課題別委員会、機能別委員会、幹事会附置委員会、若手アカデミーにおける審議の結果を意思の表出として公表する場合

※本資料において、「部、委員会等」とあるのは、部、課題別委員会、機能別委員会、幹事会附置委員会又は若手アカデミーを指す。

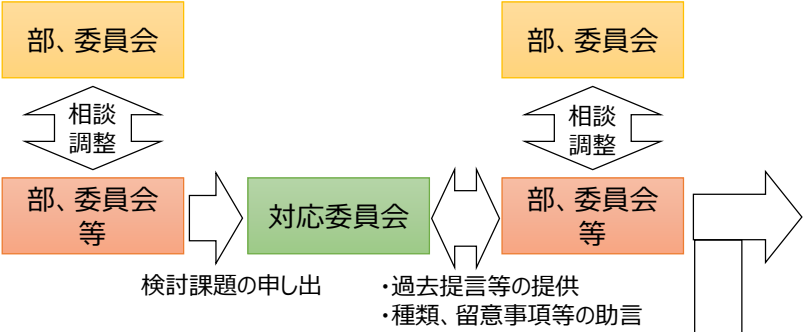
※本資料において、「対応委員会」とあるのは、科学的助言等対応委員会を指す。

意思の表出の発出を行う場合
(部、委員会等として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)



勧告、答申、要望、声明

意思の表出の発出を行う場合
(部、委員会等として見解又は報告の発出を決定している場合)

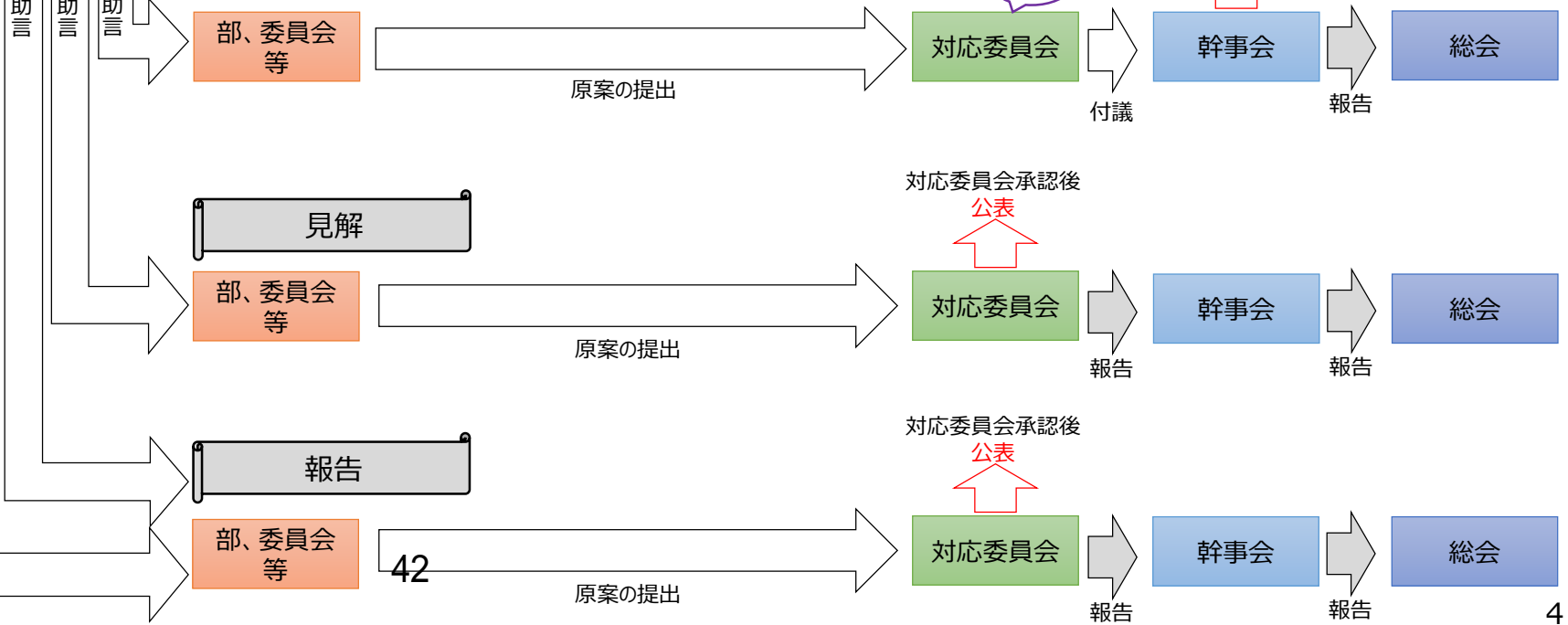


種類、留意事項等の助言
(回答は除く)

提言、回答

見解

報告



(原則)
総会承認後
公表

(例外)緊急時等
幹事会承認後
公表

幹事会承認後
公表

対応委員会承認後
公表

対応委員会承認後
公表

●会長メッセージ「提言等の円滑な審議のために」

日本学術会議会長 大西 隆
副会長 小林 良彰
副会長 家 泰弘
副会長 春日 文子

日本学術会議からの意思の表出（勧告、要望、声明、提言、報告、回答など―以下「提言等」と略記¹⁾）は、社会が抱える課題や、国民の福祉増進につながる科学振興に関して、会員・連携会員が高い見識をもって審議にあたり、意見を集約して、政策等に関する提言や国民に対するメッセージを発するものです。

提言等は、幹事会附置委員会、機能別委員会、分野別委員会、課題別委員会、（ないしはそれらの下に設置された分科会）における審議の中で、起草、修正、推敲を経て取りまとめられ、提言等（案）として査読にかけられます。提言等を、政府・社会・国民にその趣旨が的確に伝わるものに仕上げる上で、当該の提言等(案)の審議・作成には直接係わらなかった会員・連携会員の中から選ばれる査読委員によって第三者的立場から行われる査読は、極めて重要なステップです。査読委員等からの指摘事項を踏まえて必要に応じた修正が施され、幹事会での審議の結果、承認されたものが、学術会議からの意思の表出となります。

今更と思われる点多いかもしれませんが、実際に提言等の査読や幹事会審議においてしばしば指摘される事柄も多いことから、課題別委員会等の取りまとめ作業のサポートにあたっている学術調査員の経験ももとに、「提言等を円滑に審議にかけるためのポイント」を以下にまとめましたので、提言等作成の際の参考としていただければ幸いです。

提言等作成上のポイント

【形式面】

○ 論理展開

提言等においては、その背景にある現状や課題の説明が重要です。

例えば、以下のような議論の流れが想定されます。

- ① どのような現状があるのか。
- ② その現状の何が問題であり、その問題を看過した場合どのような事態が想定される

¹ 提言等以外に委員会・分科会における審議内容を公表する形式として、「記録」があります。「記録」は日本学術会議としての意思の表出ではなく、当該委員会・分科会における審議を記録に残すものです。分野別委員会・分科会からの「記録」は、それが所属する部の責任において承認され、幹事会に報告された上でHP掲載されるものとなります。

か。

- ③ 問題を解決するには具体的にどのようなことがなされるべきか。
- ④ そのような解決策によってどのような効果が期待されるか、また、それによる負の影響はどうか。
- ⑤ 提言：誰が何をすべきか。提言する対象を明確にし、具体的な提言内容を記す。

○ 読みやすさ

提言等が想定する読み手は、学術会議外の多くの方々です。本文は最大限でも20ページを標準とした上で、適切な小見出しをつける、わかりやすい図を用いる、文を短く完結させる、など文書としての読みやすさへの工夫が必要です。テーマによっては専門的な用語等が頻出するものがありますが、用語解説を付加するなどによって、専門家でなくても理解できるよう、丁寧な説明が求められます。

○ 要旨について

忙しい読み手は要旨だけを読むことも想定されます。要旨は簡にして要を得たものでなければなりません。要旨の長さに決まりはありませんが、だいたい2ページ以内に収めるのが目安ではないかと思います。簡潔にすると同時に、要旨のみでも独立した文章として読めることが必要です。

○ 記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献の明記

例えば、「世界をリードしている」、「我が国では立ち遅れている」、「〇〇が増加（減少）傾向にある」などの記述については、その根拠となるデータ等が求められます。論拠となる出典を明示した evidence-based の立論であることが重要です。図表等を用いる場合において、出典がある場合は明記が必要です。

○ 適切な引用等

提言等の記述において他の文書からの文章表現を採り入れる場合には、適切な引用を行うことが肝要です。いわゆる「コピペ」問題が世間を騒がしている中、万が一にも学術会議からの文書に不適切な事例が発生するようなことがあれば、学術会議への信頼が大きく毀損されることとなります。

たとえ自分が書いた既発表の文献でも、適切な引用を行うことはもとより、著作権が当該学術誌や出版社に帰する場合には適切な著作権使用許諾を得る必要があります。

引用（他の文書からの文章表現を採り入れそのまま記載する事や、参考文献の内容を要約して記載すること）のルールは分野等によって異なり、学術会議においても統一のルールはありません。とはいえ、引用にあたっては、

- ① 引用の必要性
- ② 明瞭区分性（他の文書からの文章表現を採り入れそのまま記載する場合は「」でくくるなどにより、区分していること）
- ③ 主従関係（量、質ともに他の文書からの文章表現が「従」の関係であること。量については、各章において一つの論文からの文章表現が半分以下であること。）

④ 出典・参考文献の明示

の4点が原則としてすべて満たされていることが、著作権とこれに関わる最高裁判判決等の観点から最低限必要です。また、参考文献の内容を要約して記載する場合には、内容をゆがめないよう細心の配慮が必要です。

【 内容面 】

○ 学術会議から既出の提言等との関係

提言等は学術会議として表出するものですから、扱っているテーマに関して過去に表出したものとの関係性に留意する必要があります。単に既出の提言等を挙げるだけではなく、それらの内容を踏まえ、それらと現状分析を土台とした新たな議論を展開することが求められます。

○ 利益誘導と誤解されることのないような配慮

例えば、資金配分を必要とするような新たな施策を提案する場合、それが社会に対してどのような意義をもつか等の説明が重要となります。科学者の利益誘導と社会から誤解されないよう、読み手が納得する論拠に立った論旨、および提言内容となっていることが必要です。特に、自分野の利益優先や特定の組織への利益誘導と誤解を受けることのないよう、高い見識による提言等とすることが求められます。

○ 委員会・分科会の設置趣旨と整合した提言等

分野別委員会・分科会からの提言等の場合、当該委員会・分科会の設置趣旨に即した審議に基づくものであることが求められます。当該分野からの提言として必然性のある問題提起であることが明確に伝わる必要があります。例えば、研究振興や人材育成などに関して、その委員会・分科会が扱う特定分野を遥かに超えるような施策を議論するのであれば、課題別委員会を設置するなどして、学術会議としての取組を議論する場を設けることが適切となります。

令和2年1月31日

会長メッセージ「提言等における異なる意見の発出の意義と重要性について」

日本学術会議会長 山極 壽一
副会長 三成 美保
副会長 渡辺美代子
副会長 武内 和彦

日本学術会議は、社会的に関心が高い重要な問題等について会員・連携会員が深い専門性と高い見識をもとに検討と議論を重ね、意思の表出（勧告、要望、声明、提言、報告、回答など — 以下「提言等」と略記）を行ってきました。

顧みれば、東日本大震災とそれに起因する原発事故に端を発して科学技術情報がほとんど発信されなかった状況は、緊急事態において安全や健康などのために科学技術を生かす上で決して国民の利益に沿っていたとはいえ、ひいては日本の学術界および科学者に対する国民の不信を招いてしまいました。

日本学術会議は、このような情報発信の停滞と科学技術への不信を招いた事態を重く受け止め、学術界および科学者に対する社会的な信用の回復を目指して、多くの努力を続けてきました。第24期が「対話」の促進を重要な共通目標に掲げ、政府、産業界、マスコミと直接意見を交換するための分科会を設け、一般公開の学術フォーラムやシンポジウムを通じて社会との対話を心がけてきたのもその一環です。最近では、日本学術会議が発する提言等は様々な方面で活用され、参照され、その内容について社会からの一定の評価が得られていると思います。

ただし、それらの提言や意見の中には互いに異なるものや、対立したり、矛盾したりするものが見受けられることもあります。環境問題や政策にかかわる課題については、100%正しい答えを出すことは難しく、複数の解決策や、拮抗する意見が出てきます。この場合、日本学術会議として統一した意見を取りまとめることは困難となります。しかし、だからといって意見の発出に躊躇することは、国民が享受する利益に反し、国民の不信を招く原因となります。とりわけ社会的関心が高く国民に多大な影響が及びうる問題や、不確定要素が多く時を追って状況が変化する緊急性が高い問題については、迅速に意見を述べて早急に対策を講じる努力を重ねることが必要です。

そこで、議論の結果がたとえ統一的な意見に達しなくとも、異なる意見の分布やそれぞれの根拠を明示する形で時機を得て提言等を発出することが、政府や国民の意思決定に利用可能な裏付けを提供することにつながります。その際、日本学術会議の責任を果たすためには、過去に発出された提言等も振り返り、それらとの関係性も考慮し、異なる意見との関係を解説することが必要となります。

今後、提言等作成にあたっては、上記の点に留意して行っていただきますようお願いいたします。

(以上)

(参考) 意思の表出等の作成手続について (新旧対照表)

改正後	改正前
<p>I. 意思の表出等の種類について</p> <p>1. 日本学術会議法 (以下「法」という。) に基づくもの</p> <p>承認は総会において行うこととし、緊急又は早期の意思の表出が求められるなどの特段の事情があると会長が認める場合には幹事会において承認することができる。表出主体は学術会議とする。</p> <p>(1) 答申 法第四条に基づき政府からの諮問を受けて、日本学術会議 (以下「学術会議」という。) が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討して発出する。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。</p> <p>(2) 勧告 法第五条に基づき、学術会議が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討してその実現を強く政府に求める必要があると判断した事項について発出する。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。</p> <p>2. 日本学術会議会則 (以下「会則」という。) 第2条に基づくもの (要望、声明)</p> <p>承認は総会において行うこととし、緊急又は早期の意思の表出が求められるなどの特段の事情があると会長が認める場合には幹事会において承認することができる。表出主体は学術会議とする。</p> <p>(1) 要望 学術会議が、具体的な施策の実現を政府や関係機関等に求める必要があると判断した場合に発出する。</p> <p>(2) 声明 学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、自らの意見を政府や関係機関、広く社</p>	

会に向けて表明する場合に発出する。

3. 会則第2条に基づくもの（提言、見解、回答）

(1) 提言 法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表する必要がある場合に発出する。表出主体は学術会議とする。科学的助言等対応委員会による査読を経た上で、幹事会において承認する。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている課題別委員会及び幹事会附置委員会については、当該委員会での承認をもって幹事会の承認に代えることができる。

(2) 見解 法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが、科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表する、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示する必要がある場合に発出する。表出主体は策定した部、委員会、分科会又は若手アカデミーとする。部等による査読を経た上で、科学的助言等対応委員会において承認する。

(3) 回答 関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が科学者の代表機関として、専門的見地に基づき総合的に検討して発出する。表出主体は学術会議とする。必要に応じて、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。科学的助言等対応委員会による査読を経た上で、幹事会において承認する。

4. 会則第2条に基づくもの（報告）

報告 法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又

（日本学術会議第183回総会資料5）

注2：外部へ公表する資料を適切に管理することを目的とする「記

<p>は若手アカデミーが審議の結果を発表するもの。表出主体は当該部、委員会、分科会又は若手アカデミーとする。</p> <p>5. 日本学術会議会則第3条に基づくもの（国際活動） 共同声明 諸外国のアカデミー等と共同で取りまとめて、それらの会長等との連名により公表するもの。取りまとめに当たり、幹事会はその内容について会長に助言を行う。</p> <p>6. 手続 上記1.～5.については、当該意思の表出を発出した後の直近に開催される総会に報告するものとする（総会において承認されたものを除く。）。</p>	<p>録」については、現行の運用（平成20年1月24日・日本学術会議第50回幹事会決定）を基本的に踏襲することとし、今般の会則改正等との関連で必要があれば適宜見直しを行う。 →現行規定どおりとし、改正は行わない。</p> <p>（日本学術会議第183回総会資料5） <備考> 上記に掲げたもののほか、慶弔時又は緊急時への対応その他学術会議の運営に関して必要な場合には、会長又は幹事会の判断により以下の意見表明を行うことができる。 会長談話：慶弔時又は緊急時において広く国民に対して意見を表明することが必要と判断される場合に、あらかじめ幹事会の意見を聞いて会長が発出するもの。 会長メッセージ：主として会員又は連携会員に対し、あらかじめ幹事会の意見を聞いて会長が意見を表明するもの。 幹事会声明：緊急に意思の表明を求められるような事態が発生した際に、幹事会の判断により発出するもの。発出は幹事会メンバーの連名による。 →現行規定どおりとし、改正は行わない。 ・日本学術会議会長談話及びメッセージについて（平成21年5月18日日本学術会議会長決定） ・「緊急型」及び「早期型」の助言・提言活動について（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ） ※活動例として「幹事会声明」を規定</p>
<p>II. 意思の表出の手続について 1. 諮問又は審議依頼への対応</p>	<p>部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン（平成19年</p>

政府からの諮問又は関係機関からの審議依頼を受けたときは、幹事会は、諮問に対する答申又は審議依頼に対する回答の審議を行う部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「分科会等」という。）を決定する。幹事会は、必要に応じ、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。

2. 提案

(1) 分科会等が意思の表出（答申、勧告、要望、声明、提言、見解、回答又は報告）を行うことを希望する場合、分科会等の長は、その分科会等が所属する部又は委員会その他の関係する分科会等との調整を行った上で、科学的助言等対応委員会に意思の表出を行おうとする検討課題、意思の表出の種類、意思の表出を行う時期等を申し出る。（別紙様式1）

(2) 科学的助言等対応委員会は、申し出のあった検討課題について、過去10年間に行われた意思の表出との関連等について検討し、当該検討課題の申し出を行った分科会等の長に分科会等の審議において留意すべき事項等について助言を行う。

(3) 科学的助言等対応委員会は、分科会等が勧告、要望、声明又は提言（以下「提言等」という。）の発出を希望する場合、以下の事項を満たしているか確認する。

- ① 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
- ② 読者・名宛人を明確にして立案しているか。
- ③ 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
- ④ 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
- ⑤ グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされている

5月24日日本学術会議第38回幹事会決定)

0. 「日本学術会議の運営に関する内規」（平成17年10月4日）には、部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会（以下、「委員会」という）の長が勧告・要望・声明・提言・報告（以下、「勧告等」という）を作成する場合には、その草案を科学と社会委員会にまず提出して内容の適切性及び過去10年間に日本学術会議が公表した勧告等との関連性について助言を得るべきこと、幹事会への提案に際しては、科学と社会委員会の助言に基づく修正案を作成すべきことが規定されている。この規定に基づいて、昨年10月以来、科学と社会委員会は提出された勧告等の草案に対して内部査読機能を担って助言活動を行ってきたが、その経験に基づき、助言の観点とその手続きを明示して今後の活動を円滑化するために、以下のガイドラインを作成することにした。ただし、大学教育の分野別質保証推進委員会の提言及び報告は除く。

1. 部及び委員会の長が勧告等の草案の検討を科学と社会委員会に付託する場合には、最終案の提出を意図する幹事会の開催日の少なくとも一ヶ月前までに、完結した草案を提出するものとする。ここで「完結した草案」とは、「日本学術会議の意思の表出における取扱要領」（平成18年6月22日）に規定された様式にしたがって準備され、十分な推敲を重ねて高い完成度を備えた文書を指している。科学と社会委員会による助言は、勧告等の内部的な整合性、過去10年間の公表文書との通時的な整合性、日本の科学者集団の代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性、内容の実行可能性と受容可能性に関する判断に焦

か。

⑥ 関係する委員会・分科会との連携がなされているか。

⑦ 提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。

(4) 分科会等が提言等の発出を希望する場合、分科会等の長は、その分科会等が所属する部又は委員会その他の関係する分科会等との調整を行った上で、科学的助言等対応委員会に提言等の骨子を提出する。(別紙様式2)

(5) 科学的助言等対応委員会は、提出された骨子の内容に基づき、適切な意思の表出の種類(見解又は報告を含む。)、意思の表出の案の作成において留意すべき事項等について当該骨子を提出した分科会等の長に助言を行う。

(6) 科学的助言等対応委員会は、分科会等が想定している意思の表出の種類とは異なる種類とすることを助言しようとする場合には、あらかじめ当該骨子を提出した分科会等の意見を聴く。

(7) 分科会等が科学的助言等対応委員会による助言に不服がある場合には、当該分科会等の長は幹事会に対して申立てを行うことができる。

(8) 申立てを受けた幹事会は、申立てを行った分科会等の長、科学的助言等対応委員会の長その他の関係者から意見を聴いて、当該申立てに対する幹事会としての判断を示す。この場合において、科学的助言等対応委員会を組織する者は、申立てに関する審議に加わらないこととする。

(9) 申立てを行った分科会等の長は、幹事会が示した当該判断の趣旨を尊重して意思の表出を行う。

(10) 幹事会は、総合的・俯瞰的な見地からの科学的助言が必要

点を絞って行われるものであって、文章の不備や矛盾をチェックする作業等は、勧告等を作成する部及び委員会の長が責任を持って行うべきものである。

2. 過度に長文の文書は、勧告等の目的にとってむしろマイナスの効果すら持ちかねない。勧告等を作成される部及び委員会の長は、文書の本文部分の標準的な長さは最大限でも20ページ程度(font size12, paper size A4)を標準的なサイズと考えて、簡潔・直裁・平明な表現を用いて読み易い文書を作成すべきである。勧告等の正確な理解に役立つと考えられる場合に最小限度の補足資料を添付されることは妨げないが、本文のメッセージは補足資料とは独立に読めるように配慮される必要がある。また、日本学術会議の勧告等はいくまで学術会議の見識と責任に基づいて社会に発信するものであって、特定の学説の推進や批判、あるいは特定分野の利益追求の手段であると誤解されるような表現は避けるべきである。

3. 社会的関心が高く国民に多大な影響が及びうる問題や、不確定要素が伴い時を追って状況が変化する緊急性が高い問題等については、専門家間で意見の統一ができなくても、多様な視点からの議論の集約や検討を経た上で、異なる意見のそれぞれの根拠を付した意見分布を明示する等の形で情報が発信される必要がある。科学と社会委員会及び幹事会は、こうした趣旨を踏まえ、適時、適切な発信に努めるものとする。

4. 勧告等を作成する部及び委員会の長は、学術会議の名を冠して発信される文書が、3部 210名の会員及び2,000名近い連携

であると認める検討課題があるときは、当該検討課題に関する分科会等に意思の表出の案の作成を依頼することができる。この場合において、幹事会が複数の分科会等に対して共同して案の作成を依頼することも妨げない。

(1 1) 意思の表出(報告を除く。)の案の作成に当たっては、検討課題に関し、社会の多様な問題関心等に留意することや適切な情報収集を図ること等を目的として、学協会、政策関係者、専門職団体、産業界、市民、NGO・NPO等の関係団体との意見交換を行う。その際、法第3条に定める職務の独立性が確保されるよう留意する。

3. 査読及び審議

(1) 勧告、答申、要望、声明、提言又は回答

① 分科会が勧告、答申、要望、声明、提言又は回答(以下「勧告等」という。)の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から科学的助言等対応委員会の査読を求めることについての承認を得る。分野別委員会に置かれる分科会の場合には、その分科会が置かれる委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過、2(3)①～⑦を満たしていることを確認した旨等を記載した査読結果報告書を作成する。(別紙様式3)

② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、科学的助言等対応委員会に勧告等の案を提出し、科学的助言等対応委員会による査読を受ける。分野別委員会に置かれる分科会の場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した査読結果報告書を添付する。

会員の全体をコミットさせる性格の文書であることを十分に意識して、日本学術会議の政策提言機能が長期的・継続的・効果的に発揮できるように配慮する義務がある。

5. 設置が認められた委員会に対しては、科学と社会委員会の課題別審議等査読分科会は、その中から3名の担当委員を決め、課題検討の経緯と現状を必要に応じて問い合わせたり、確認したりする機能と、勧告等の草案を査読する機能を担わせるものとする。

6. 担当委員の査読報告に基づいて科学と社会委員会が行う助言を遵守して部ないし委員会が作成した改訂稿に対して、科学と社会委員会は幹事会に対して

(1) 対外発信文書としての採択

(2) 委員会の設置期間の延長と審議の継続

(3) 文書としての位置付けの変更あるいは文書の不採択

のいずれかの勧告を行うものとする。

(別図) 勧告・要望・声明・提言・報告の査読のフロー図(別紙1)

- ③ 部、委員会又は若手アカデミーが勧告等の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出し、科学的助言等対応委員会による査読を受ける。
- ④ 科学的助言等対応委員会による査読は、当該委員会を組織する者又は当該委員会委員長が指名する者（会員又は連携会員でない者も含む。）により行う。その際、学術会議の独立性が担保されることを前提に、会員又は連携会員でない者が当該課題について専門的知識を有する者を加えることを原則とする。また、勧告等の案が法律の制定改廃又は教育課程の改編に係る提案を内容とする場合など、科学的助言等対応委員会の長が必要と認めるときは、当該分野を専門とする者（会員又は連携会員でない者を含む。）の意見を聴く。
- ⑤ 科学的助言等対応委員会による査読を終了した場合には、分科会等の長（分科会の場合は当該分科会が置かれる委員会の委員長）は、幹事会に勧告等の案を提出する。
- ⑥ 幹事会は、分科会等に対し、勧告等の案における問題点を指摘するとともに、その修正を求めることができる。また、査読を行った委員会又は科学的助言等対応委員会に対し、改めて査読の実施を求めることができる。

（２）見解

- ① 分科会（分野別委員会に置かれるものに限る。）が見解の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から部の査読を求めることについての承認を得る。当該委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過、⑧ア）～オ）を満たしていることを確認し

た旨等を記載した査読結果報告書を作成する。(別紙様式3)

- ② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した査読結果報告書を添付して、所属する部に見解の案を提出することとし、当該部による査読を受けるとともに、当該部から科学的助言等対応委員会の審議を求めることについての承認を得る。
- ③ 分野別委員会又は部に置かれる分科会が見解の案を作成したときは、その長は、所属する部に見解の案を提出することとし、当該部による査読を受けるとともに、当該部から科学的助言等対応委員会の審議を求めることについての承認を得る。
- ④ 分科会(分野別委員会又は部に置かれるものを除く。)が見解の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から科学的助言等対応委員会の審議を求めることについての承認を得る。
- ⑤ ②～④の承認を得た場合には、分科会の長又は分野別委員会の長は、科学的助言等対応委員会に見解の案を提出する。
- ⑥ 部、委員会(分野別委員会を除く。)又は若手アカデミーが見解の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出する。
- ⑦ 科学的助言等対応委員会は、分科会等に対し、見解の案における問題点を指摘するとともに、その修正を求めることができる。また、査読を行った部又は委員会に対し、改めて査読の実施を求めることができる。
- ⑧ ②～④の部及び委員会における査読並びに⑥の科学的助言等対応委員会における審議においては、以下の事項を満たしているか確認する。ただし、以下の事項が満たされていないと

認められる場合には、分科会等の長に対し、その理由の説明を求めることができる。

ア) 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。

イ) 読者・名宛人を明確にして立案しているか。

ウ) 関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。

エ) 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。

オ) グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。

(3) 報告

① 分科会（分野別委員会に置かれるものに限る。）が報告の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出することとし、当該委員会による査読を受けるとともに、当該委員会から部の審議を求めることについての承認を得る。当該委員会は、承認した案に関し、意義、委員会における審議経過等を記載した査読結果報告書を作成する。

（別紙様式3）

② 前項の承認を得た場合には、分科会の長は、承認を得た委員会が作成した査読結果報告書を添付して、所属する部に報告の案を提出する。

③ 分野別委員会又は部に置かれる分科会が報告の案を作成したときは、その長は、所属する部に案を提出する。

④ 分科会（分野別委員会又は部に置かれるものを除く。）が報告の案を作成したときは、分科会の長は、その分科会が置かれる委員会に案を提出する。

⑤ 部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが

報告の案を作成したときは、その長は、科学的助言等対応委員会に案を提出する。

(4) 複数の分科会等が意思の表出の案を作成する場合の査読の手順

複数の部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「分科会等」という。）が意思の表出の案を作成する場合において、意思の表出の案を査読することとされている部又は委員会（以下「査読組織」という。）が複数あるときは、査読は以下のいずれかの手順により行うものとする。いずれの手順とするかについては、作成の中心となった分科会等（以下「主たる分科会等」という。）の査読組織が決定する。

- ① 関連するすべての査読組織が、それぞれ所属する1名以上の会員又は連携会員を推薦して合同査読チームを構成する。合同査読チームの責任者は、主たる分科会等の査読組織に所属する者から、合同査読チームの互選によって選出する。合同査読チームが当該意思の表出の案について査読した場合は、すべての査読組織が査読したものとみなす。
- ② 関連する査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織のみが当該意思の表出の案について査読を行う。この場合は、その他の関連する査読組織のすべてが査読したものとみなす。主たる分科会等の査読組織は、その他の関連する査読組織の協力を求めることとする。

表出主体が複数ある場合の査読の手順について（令和2年3月26日日本学術会議第288回幹事会申合せ）

複数の表出主体が提言及び報告（以下「提言等」という。）の案を作成する場合において、提言等の案を査読することとされている部、委員会又は分科会（以下「査読組織」という。）が複数あるときは、査読は以下のいずれかの手順により行うものとする。いずれの手順とするかについては、作成の中心となった表出主体（以下「主たる表出主体」という。）の査読組織が決定する。

- 1 関連するすべての査読組織が、それぞれ所属する1名以上の会員又は連携会員を推薦して合同査読チームを構成する。合同査読チームの責任者は、主たる表出主体の査読組織に所属する者から、合同査読チームの互選によって選出する。合同査読チームが当該提言等の案について査読した場合は、すべての査読組織が査読したものとみなす。
- 2 関連する査読組織のうち、主たる表出主体の査読組織のみが当該提言等の案について査読を行う。この場合は、その他の関連する査読組織のすべてが査読したものとみなす。主たる表出主体の査読組織は、その他の関連する査読組織の協力を求めることとする。

平成 26 年 5 月 30 日

Ⅲ. 査読における確認事項について

意思の表出の種類にかかわらず、科学的助言等対応委員会、部等における査読において確認を行うべき事項は、主に以下のとおりとする。なお、科学的助言等対応委員会、部等の判断で査読の具体的な手順、査読期間の目安等について別に定めることを妨げない。

- ①日本学術会議における過去 10 年間の公表文書、直近に公表予定の文書等との通時的な整合性
- ②科学者の内外に対する代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性
- ③内容の実行可能性と実現可能性
- ④読みやすさ、簡潔な要旨
- ⑤記述・主張を裏付けるデータ、適切な引用、出典・参考文献の明記
- ⑥利益誘導と誤解されることのないような配慮
- ⑦異なる意見の公平な取扱い
- ⑧委員会・分科会の設置趣旨との整合性
- ⑨意思の表出の種類と内容の整合性
- ⑩勧告、要望、声明、提言（以下「提言等」という。）とする場合に特に確認を要する事項（見解の場合は、ア）～オ）に準拠している旨を部又は委員会等において適切に確認されていることの確認を行う。）
 - ア）個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - イ）読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ウ）関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。

会長メッセージ「提言等の円滑な審議のために」

日本学術会議会長 大西 隆
副会長 小林 良彰
副会長 家 泰弘
副会長 春日 文子

日本学術会議からの意思の表出（勧告、要望、声明、提言、報告、回答などー以下「提言等」と略記）は、社会が抱える課題や、国民の福祉増進につながる科学振興に関して、会員・連携会員が高い見識をもって審議にあたり、意見を集約して、政策等に関する提言や国民に対するメッセージを発するものです。

提言等は、幹事会附置委員会、機能別委員会、分野別委員会、課題別委員会、（ないしはそれらの下に設置された分科会）における審議の中で、起草、修正、推敲を経て取りまとめられ、提言等（案）として査読にかけられます。提言等を、政府・社会・国民にその趣旨が的確に伝わるものに仕上げる上で、当該の提言等（案）の審議・作成には直接係わらなかった会員・連携会員の中から選ばれる査読委員によって第三者的立場から行われる査読は、極めて重要なステップです。査読委員等からの指摘事項を踏まえて必要に応じた修正が施され、幹事会での審議の結果、承認されたものが、学術会議からの意思の表出となります。

今更と思われる点多いかもしれませんが、実際に提言等の査読や幹事会審議においてしばしば指摘される事柄も多いことから、課題別委員会等の取りまとめ作業のサポートにあたっている

- エ) 異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
- オ) グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
- カ) 関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
- キ) 提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。

学術調査員の経験ももとに、「提言等を円滑に審議にかけるためのポイント」を以下にまとめましたので、提言等作成の際の参考としていただければ幸いです。

提言等作成上のポイント

【形式面】

○ 論理展開

提言等においては、その背景にある現状や課題の説明が重要です。

例えば、以下のような議論の流れが想定されます。

- ①どのような現状があるのか。
- ②その現状の何が問題であり、その問題を看過した場合どのような事態が想定されるか。
- ③問題を解決するには具体的にどのようなことがなされるべきか。
- ④そのような解決策によってどのような効果が期待されるか、また、それによる負の影響はどうか。
- ⑤提言：誰が何をすべきか。提言する対象を明確にし、具体的な提言内容を記す。

○ 読みやすさ

提言等が想定する読み手は、学術会議外の多くの方々です。本文は最大限でも20ページを標準とした上で、適切な小見出しをつける、わかりやすい図を用いる、文を短く完結させる、など文書としての読みやすさへの工夫が必要です。テーマによっては専門的な用語等が頻出するものがありますが、用語解説を付加するなど

によって、専門家でなくても理解できるよう、丁寧な説明が求められます。

○ 要旨について

忙しい読み手は要旨だけを読むことも想定されます。要旨は簡にして要を得たものでなければなりません。要旨の長さに決まりはありませんが、だいたい2ページ以内に収めるのが目安ではないかと思います。簡潔にすると同時に、要旨のみでも独立した文章として読めることが必要です。

○ 記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献の明記

例えば、「世界をリードしている」、「我が国では立ち遅れている」、「〇〇が増加（減少）傾向にある」などの記述については、その根拠となるデータ等が求められます。論拠となる出典を明示した evidence-based の立論であることが重要です。図表等を用いる場合において、出典がある場合は明記が必要です。

○ 適切な引用等

提言等の記述において他の文書からの文章表現を採り入れる場合には、適切な引用を行うことが肝要です。いわゆる「コピペ」問題が世間を騒がしている中、万が一にも学会からの文書に不適切な事例が発生するようなことがあれば、学会への信頼が大きく毀損されることになります。

たとえ自分が書いた既発表の文献でも、適切な引用を行うことはもとより、著作権が当該学会誌や出版社に帰する場合には適切な著作権使用許諾を得る必要があります。

引用（他の文書からの文章表現を採り入れそのまま記載する事

や、参考文献の内容を要約して記載すること)のルールは分野等によって異なり、学術会議においても統一のルールはありません。とはいえ、引用にあたっては、

①引用の必要性

②明瞭区分性 (他の文書からの文章表現を採り入れそのまま記載する場合は「 」でくくるなどにより、区分していること)

③主従関係 (量、質ともに他の文書からの文章表現が「従」の関係であること。量については、各章において一つの論文からの文章表現が半分以下であること。)

④出典・参考文献の明示

の4点が原則としてすべて満たされていることが、著作権とこれに関わる最高裁判判決等の観点から最低限必要です。また、参考文献の内容を要約して記載する場合には、内容をゆがめないよう細心の配慮が必要です。

【 内容面 】

○ 学術会議から既出の提言等との関係

提言等は学術会議として表出するものですから、扱っているテーマに関して過去に表出したものとの関係性に留意する必要があります。単に既出の提言等を挙げるだけではなく、それらの内容を踏まえ、それらと現状分析を土台とした新たな議論を展開することが求められます。

○ 利益誘導と誤解されることのないような配慮

例えば、資金配分を必要とするような新たな施策を提案する場合、それが社会に対してどのような意義をもつか等の説明が重要となります。科学者の利益誘導と社会から誤解されないよう、読み

	<p>手が納得する論拠に立った論旨、および提言内容となっていることが必要です。特に、自分野の利益優先や特定の組織への利益誘導と誤解を受けることのないよう、高い見識による提言等とすることが求められます。</p> <p>○ 委員会・分科会の設置趣旨と整合した提言等</p> <p>分野別委員会・分科会からの提言等の場合、当該委員会・分科会の設置趣旨に即した審議に基づくものであることが求められます。当該分野からの提言として必然性のある問題提起であることが明確に伝わる必要があります。例えば、研究振興や人材育成などに関して、その委員会・分科会が扱う特定分野を遥かに超えるような施策を議論するのであれば、課題別委員会を設置するなどして、学術会議としての取組を議論する場を設けることが適切となります。</p>
<p>※平成 26 年 5 月 30 日及び令和 2 年 1 月 31 日の会長メッセージを参考資料として末尾に添付</p>	<p style="text-align: right;">令和 2 年 1 月 31 日</p> <p>会長メッセージ「提言等における異なる意見の発出の意義と重要性について」</p> <p style="text-align: right;">日本学術会議会長 山極 壽一 副会長 三成 美保 副会長 渡辺美代子 副会長 武内 和彦</p> <p>日本学術会議は、社会的に関心が高い重要な問題等について会員・連携会員が深い専門性と高い見識をもとに検討と議論を重ね、意思の表出（勧告、要望、声明、提言、報告、回答など）以下「提</p>

言等」と略記)を行ってきました。

顧みれば、東日本大震災とそれに起因する原発事故に端を発して科学技術情報がほとんど発信されなかった状況は、緊急事態において安全や健康などのために科学技術を生かす上で決して国民の利益に沿っていたとはいえ、ひいては日本の学术界および科学者に対する国民の不信を招いてしまいました。

日本学術会議は、このような情報発信の停滞と科学技術への不信を招いた事態を重く受け止め、学术界および科学者に対する社会的な信用の回復を目指して、多くの努力を続けてきました。第24期が「対話」の促進を重要な共通目標に掲げ、政府、産業界、マスコミと直接意見を交換するための分科会を設け、一般公開の学術フォーラムやシンポジウムを通じて社会との対話を心がけてきたのもその一環です。最近では、日本学術会議が発する提言等は様々な方面で活用され、参照され、その内容について社会からの一定の評価が得られていると思います。

ただし、それらの提言や意見の中には互いに異なるものや、対立したり、矛盾したりするものが見受けられることもあります。環境問題や政策にかかわる課題については、100%正しい答えを出すことは難しく、複数の解決策や、拮抗する意見が出てきます。この場合、日本学術会議として統一した意見を取りまとめることは困難となります。しかし、だからといって意見の発出に躊躇することは、国民が享受しうる利益に反し、国民の不信を招く原因となります。とりわけ社会的関心が高く国民に多大な影響が及びうる問題や、不確定要素が多く時を追って状況が変化する緊急性が高い問題については、迅速に意見を述べて早急に対策を講じる努力を重ねることが必要です。

そこで、議論の結果がたとえ統一的な意見に達しなくとも、異な

	<p>る意見の分布やそれぞれの根拠を明示する形で時機を得て提言等を発出することが、政府や国民の意思決定に利用可能な裏付けを提供することにつながります。その際、日本学術会議の責任を果たすためには、過去に発出された提言等も振り返り、それらとの関係性も考慮し、異なる意見との関係を解説することが必要となります。</p> <p>今後、提言等作成にあたっては、上記の点に留意して行っていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
<p>IV. 意思の表出の様式について</p> <p>1. 日本学術会議の意思の表出に係る様式及び作成付属資料</p> <p>意思の表出を行う際には、原則として(1)の様式に従うとともに、(2)の付属資料を作成するものとする。</p> <p>(1) 様式 日本学術会議が行う意思の表出は別紙様式<u>4</u>により作成する。</p> <p>(2) 付属資料 意思の表出に当たっては、以下①から③の資料を別途作成する。また、必要のある場合には、④を作成する。</p> <p>① 提言等の提出チェックシート (別紙様式<u>5</u>) ② 意思表出補足資料 (別紙様式<u>6</u>) ③ 記者発表用要旨 (別紙様式<u>7</u>)</p>	<p>日本学術会議の意思の表出における取扱要領 (平成18年6月22日日本学術会議第18回幹事会決定)</p> <p>1 日本学術会議の意思の表出に係る様式及び作成付属資料 日本学術会議が、日本学術会議法 (以下「法」という。) 第4条に定める諮問に対する答申及び法第5条に定める勧告のほか、法第3条第1号の職務として日本学術会議会則第2条に定める意思の表出を行う際には、原則として(1)の様式に従うとともに、(2)の付属資料を作成するものとする。</p> <p>(1) 様式 日本学術会議が行う意思の表出は別紙様式<u>1</u>により作成する。</p> <p>(2) 付属資料 意思の表出に当たっては、以下①から③の資料を別途作成する。また、必要のある場合には、④を作成する。</p> <p>① 提言等の提出チェックシート (別紙様式<u>2</u>) ② 意思表出補足資料 (別紙様式<u>3</u>) ③ 記者発表用要旨 (別紙様式<u>4</u>)</p>

④ 平易な普及用資料(1ページ程度で読み手が全体像を把握できるもの)

2. エビデンスの記載及び提出

意思の表出を行う際のエビデンス(科学的根拠や論拠)を示すため、元のデータ及び資料(元のデータ若しくは資料を作成した者が加工したものを含む。)の出所を、本文中の図表、参考文献欄又は注釈に記載するとともに、個々のデータ及び資料(図に関しては復元可能なようにプロットデータ、計算式等も含む。)は、あらかじめ幹事会に提案する前に、公開に関する取扱いの情報を付して、事務局に提出することとする(参考資料として添付する場合はこの限りではない。)出版物から引用する場合には、著作権の扱いについて特に留意することとする。

事務局における確認作業において、本文中の記載の修正の必要が判明した場合には、作成者が必要な修正を施すこととする。

3. 事後的な評価の作成

勧告、答申、要望、声明、提言、回答及び見解については、作成を担った分科会等の役員の責任においてフォローアップ・レポート(別紙様式8)を作成し、意思の表出を行った日から1年後速やかに科学的助言等対応委員会に報告するものとする。

勧告、答申、要望、声明、提言及び回答については、作成を担った分科会等の役員の責任においてインパクト・レポート(別紙様式9)を作成し、意思の表出を行った日から3年以内に科学的助言等対応委員会に報告するものとする。

勧告、答申、要望、声明、提言、回答又は見解の作成を担った分科会等が継続して置かれていない場合であって、その分科会等が

④ 平易な普及用資料

2 エビデンスの記載及び提出

意思の表出を行う際のエビデンス(科学的根拠や論拠)を示すため、元のデータ及び資料(元のデータ若しくは資料を作成した者が加工したものを含む。)の出所を、本文中の図表、参考文献欄又は注釈に記載するとともに、個々のデータ及び資料(図に関しては復元可能なようにプロットデータ、計算式等も含む。)は、あらかじめ幹事会に提案する前に、公開に関する取扱いの情報を付して、事務局に提出することとする(参考資料として添付する場合はこの限りではない。)この際、事務局における確認作業において、本文中の記載の修正の必要が判明した場合には、作成者が必要な修正を施すこととする。

3 インパクト・レポートの作成

勧告、要望、声明及び提言については、作成を担った委員会又は分科会の役員の責任においてインパクト・レポート(別紙様式5)を作成し、1年以内に幹事会に報告するものとする。

所属する部又は委員会があるときは、当該部又は委員会の役員若しくは当該部又は委員会が指名する分科会等の役員がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとし、分科会が所属する部又は委員会がないときは、別に幹事会が指名する者がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとする。

V. 周知方法について

1. 公表等

日本学術会議が行う意思の表出は、日本学術会議ウェブサイト及び報道発表により公表することを原則とし、必要に応じ、記者会見等をあわせて行うことができる。また、意思の表出の内容に応じ、関係する学協会その他の機関又は団体に対しても個別に周知を行う。

2. 政府内への周知方法

日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法については、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、会長が必要があると認める場合には、以下にかかわらず、別の取扱いをすることができるものとする。

種類	表出主体	周知方法
勸告	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、内閣総理大臣に対して、手交（手交の際は内閣総理大臣宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・会長より、各大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。

日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法について（平成22年2月25日日本学術会議第90回幹事会決定）

日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法については、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、会長が必要があると認める場合には、以下にかかわらず、別の取扱いをすることができるものとする。

意思の表出の種類	周知方法
勸告	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、内閣総理大臣に対して、手交（手交の際は内閣総理大臣宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・会長より、各大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務

		<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各府省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。 		<p>官及び各省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</p>
要 望 声 明 提 言	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、各大臣宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各府省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。 	要 望 声 明	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、各大臣宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
見 解 報 告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。 	提 言 報 告	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
答 申	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・必要に応じ、事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。 	答 申	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・必要に応じ、事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
回 答	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官（会長がこれらに準ずると認める者を含む。）のいずれでもない場合には、審議依頼者あて会長名の公文書を添付し、送付することで代えることができる。 	回 答	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官（会長がこれらに準ずると認める者を含む。）のいずれでもない場合には、審議依頼者あて会長名の公文書を添付し、配付することで代えることができる。 ・必要に応じ、事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める

	<p>・必要に応じ、事務連絡により、<u>各府省</u>に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</p>		<p>配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</p>
<p>※ <u>Gサイエンス</u>学術会議の共同声明等については、勧告の取扱いに準じる。</p>		<p>※ <u>G8</u>学術会議の共同声明等については、勧告の取扱いに準じる。</p>	
<p>VI. 英訳の取扱いについて</p> <p>1. 目的</p> <p>日本学術会議が、国際的な情報発信力を強化し、より戦略的・効果的な発信を行うため、<u>法第4条</u>に定める諮問に対する答申、<u>同法第5条</u>に定める勧告、<u>会則第2条</u>に定める意思の表出（要望、声明、提言、<u>見解</u>、報告、回答）の英訳（<u>要旨を含む。</u>）を作成する場合の手続きを以下のとおり定める。</p> <p>2. 英訳の作成</p> <p><u>勧告、答申、要望、声明、提言及び回答については、特に国際的発信を行うことが適当なものについて全文の英訳を作成する。その他のもの並びに見解及び報告については、要旨の英文を作成する。</u></p> <p>3. 内容の同一性</p> <p>英訳については、元となる日本語の意思の表出等と同じ内容であることを原則とする。英訳の際、内容を変更する必要がある場合は、元となる日本語の意思の表出等を改定した上で、英訳を作成す</p>		<p>意思の表出等の英訳の取扱いについて（平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定）</p> <p>日本学術会議が、国際的な情報発信力を強化し、より戦略的・効果的な発信を行うため、<u>日本学術会議法第4条</u>に定める諮問に対する答申、<u>同法第5条</u>に定める勧告、<u>会則第2条</u>に定める意思の表出（要望、声明、提言、報告、回答）及び「<u>外部へ公表する文書の取扱いについて</u>」（平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定）に定める記録（以下「<u>意思の表出等</u>」という。）の英訳を作成する場合の手続きを以下のとおり定める。</p> <p>（新設）</p> <p>1. 英訳については、元となる日本語の意思の表出等と同じ内容であることを原則とする。英訳の際、内容を変更する必要がある場合は、元となる日本語の意思の表出等を改定した上で、英訳を作成することとする。</p>	

ることとする。

4. 英訳の責任主体

英訳については、元となる意思の表出等を策定した分科会等の責任において、英訳を行い、元となる意思の表出等と英訳との間に齟齬がないことを確認し、公表する。また、英訳の冒頭で、既存の意思の表出等の英訳であることを明記する。

5. 幹事会への報告

英訳を作成した際には、外部に公表する前に、作成の事実と作成した文書の概要等を幹事会へ報告することとする。やむを得ず公表前に報告することができなかつた場合には、公表後直近の幹事会へ報告することとする。

(削る)

6. 意思の表出の名称の英訳

意思の表出の名称の英訳を、以下のとおり定める。

意思の表出	英訳
勧告	<u>Recommendation to the Government</u>
答申	<u>Report Findings</u>
要望	Request
声明	Statement
提言	Recommendation
見解	<u>Advisory Opinion</u>

2. 英訳については、元となる意思の表出等を策定した委員会等の責任において、英訳を行い、元となる意思の表出等と英訳との間に齟齬がないことを確認し、公表する。また、英訳の冒頭で、既存の意思の表出等の英訳であることを明記する。

3. 英訳を作成した際には、外部に公表する前に、作成の事実と作成した文書の概要等を幹事会へ報告することとする。やむを得ず公表前に報告することができなかつた場合には、公表後直近の幹事会へ報告することとする。

4. 記録に付される文書番号については、日本語版と同一のものとする。

5. 意思の表出等の名称の英訳を、別表のとおり定める。

別表

意思の表出等	英訳
勧告	Advisory opinion
答申	Response to consultation
要望	Request
声明	Statement
提言	Recommendation
(新設)	(新設)

報告	Report
回答	Response
(削る)	

(参考)「記録」の英訳は「**Record**」とする。(「外部へ公表する文書の取扱いについて」(平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定))

附 則 (令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定)

(施行期日)

1. この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則(令和3年日本学術会議規則第1号)の施行の日(令和4年1月1日)から施行する。

(関係する決定の廃止)

2. 日本学術会議の意思の表出における取扱要領(平成18年6月22日日本学術会議第18回幹事会決定)、部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン(平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定)、日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法について(平成22年2月25日日本学術会議第90回幹事会決定)、意思の表出等の英訳の取扱いについて(平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定)、表出主体が複数ある場合の査読の手順について(令和2年3月26日日本学術会議第288回幹事会申合せ)は、廃止する。

(見直し)

3. 幹事会は、この決定の施行後1年を目途として、この決定の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置

報告	Report
回答	Response
<u>記録</u>	<u>Record</u>

<p>を講ずるものとする。</p> <p>(参考資料1) <u>意思の表出</u>を行う際の手続きフロー図 (削る)</p> <p style="text-align: right;">別紙様式4</p> <p>(表出主体が日本学術会議である場合) この<u>勧告</u> (又は答申、要望、声明、<u>提言</u>、回答) は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会が中心となり審議を行ったものであり、<u>日本学術会議として公表するものである。</u></p> <p>(表出主体が部、委員会又は分科会である場合) この<u>見解</u> (又は報告) は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">要 旨</p> <p>(略)</p> <p>注) <u>勧告・答申・要望・声明・提言・回答</u>については、特に<u>国際的発信を行うことが適当なものについて全文の英訳、その他のもの及び見解・報告</u>については要旨の英文を作成する。</p>	<p>日本学術会議の意思の表出における取扱要領 (平成18年6月22日日本学術会議第18回幹事会決定)</p> <p>(参考資料1) <u>勧告、答申、要望、声明</u>を行う際の手続きフロー図 (参考資料2) <u>提言、報告</u>を行う際の手続きフロー図</p> <p style="text-align: right;">別紙様式1</p> <p>(表出主体が日本学術会議である場合) この<u>勧告</u> (又は答申、要望、声明、回答) は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会が中心となり審議を行ったものである。</p> <p>(表出主体が部、委員会又は分科会である場合) この<u>提言</u> (又は報告) は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">要 旨</p> <p>(略)</p> <p>注) <u>勧告・要望・声明</u>については全文の英訳、<u>提言・報告</u>については要旨の英文を、それぞれ任意で作成する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙様式 5

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（勧告・答申・要望・声明・提言・見解・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです¹。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGsとの関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

和文タイトル _____

英文タイトル（ネイティブ・チェックを受けてください）

	項目	チェック
1.表題	表題と内容は一致している。	<input type="checkbox"/>

別紙様式 2

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです²。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGsとの関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

和文タイトル _____

英文タイトル（ネイティブ・チェックを受けてください）

	項目	チェック
1.表題	表題と内容は一致している。	1. はい 2. いいえ

2.論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	<input type="checkbox"/>	2.論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	1. はい 2. いいえ
3.論理展開 2	<u>政府や関係機関に対する意思の表出</u> については、具体的な行政等の担当部局を想定している。	<input type="checkbox"/>	3.論理展開 2	<u>特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定している</u> か（例：文部科学省研究振興局等）。	1.部局名： 2. いいえ
4.読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。※図表を含む	<input type="checkbox"/>	4.読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。※図表を含む	1. はい 2. いいえ
5.読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	<input type="checkbox"/>	5.読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	1. はい 2. いいえ
6.要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。	<input type="checkbox"/>	6.要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。	1. はい 2. いいえ
7.エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	<input type="checkbox"/>	7.エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	1. はい 2. いいえ
8.適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等は行わず、適切な引用を行った。	<input type="checkbox"/>	8.適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等は行わず、適切な引用を行った。	1. はい 2. いいえ
9.既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	<input type="checkbox"/>	9.既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	1. はい 2. いいえ
10.利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	<input type="checkbox"/>	10.利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	1. はい 2. いいえ
11.委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	<input type="checkbox"/>	11.委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	1. はい 2. いいえ
※ 9 について、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日、既出の提言等との関係、相違点等について概要をお書きください。			※ 9 で「はい」を記入した場合、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日、既出の提言等との関係、相違点等について概要をお書きください		
※ チェックを付すことができない場合、その理由をお書きください。			※ チェック欄で「いいえ」を選択した場合、その理由があればお書きください		

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連（任意）

以下の 17 の目標のうち、提出する提言等（案）が関連するものに○をつけてください（複数可）。提言等公表後、学術会議 HP 上「SDGs と学術会議」コーナーで紹介いたします。

1. 1. 貧困をなくそう
2. 2. 飢餓をゼロに
3. 3. すべての人に保健と福祉を
4. 4. 質の高い教育をみんなに
5. 5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 6. 安全な水とトイレを世界中に
7. 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. 8. 働きがいも経済成長も
9. 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 10. 人や国の不平等をなくそう
11. 11. 住み続けられるまちづくりを
12. 12. つくる責任つかう責任
13. 13. 気候変動に具体的な対策を
14. 14. 海の豊かさを守ろう
15. 15. 陸の豊かさも守ろう
16. 16. 平和と公正をすべての人に
17. 17. パートナリシップで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015 年 9 月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHP をご覧ください。

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連（任意）

以下の 17 の目標のうち、提出する提言等（案）が関連するものに○をつけてください（複数可）。提言等公表後、学術会議 HP 上「SDGs と学術会議」コーナーで紹介いたします。

1. 1. 貧困をなくそう
2. 2. 飢餓をゼロに
3. 3. すべての人に保健と福祉を
4. 4. 質の高い教育をみんなに
5. 5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 6. 安全な水とトイレを世界中に
7. 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. 8. 働きがいも経済成長も
9. 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 10. 人や国の不平等をなくそう
11. 11. 住み続けられるまちづくりを
12. 12. つくる責任つかう責任
13. 13. 気候変動に具体的な対策を
14. 14. 海の豊かさを守ろう
15. 15. 陸の豊かさも守ろう
16. 16. 平和と公正をすべての人に
17. 17. パートナリシップで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015 年 9 月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHP をご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

提言等公表時のSDGs説明

この説明は、日本学術会議の意思の表出（勧告・答申・要望・声明・提言・見解・報告・回答、以下「提言等」という）を日本学術会議ホームページのSDGsコーナーで紹介し、多くの関係者の閲読を促進するためのものです。

提言提出時のチェックシートにおいてSDGsとの関連に記述した場合は、日本語紹介文と英文アブストラクトを記載し、提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

和文タイトル _____

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

チェックシートで選択した項目に○をつけてください。

1. () 貧困 2. () 飢餓 3. () 健康 4. () 教育
5. () ジェンダー平等 6. () 安全な水 7. () エネルギー
8. () 経済成長 9. () 産業と技術革新 10. () 不平等
11. () まちづくり 12. () つくるつかう責任 13. () 気候変動
14. () 海の豊かさ 15. () 陸の豊かさ 16. () 平和と公正
17. () パートナリシップ

◎ 和文紹介文 200字以内

◎ 英文アブストラクト 150 words 以内

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

提言等公表時のSDGs説明

この説明は、日本学術会議の意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）を日本学術会議ホームページのSDGsコーナーで紹介し、多くの関係者の閲読を促進するためのものです。

提言提出時のチェックシートにおいてSDGsとの関連に記述した場合は、日本語紹介文と英文アブストラクトを記載し、提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

和文タイトル _____

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

チェックシートで選択した項目に○をつけてください。

1. () 貧困 2. () 飢餓 3. () 健康 4. () 教育
5. () ジェンダー平等 6. () 安全な水 7. () エネルギー
8. () 経済成長 9. () 産業と技術革新 10. () 不平等
11. () まちづくり 12. () つくるつかう責任 13. () 気候変動
14. () 海の豊かさ 15. () 陸の豊かさ 16. () 平和と公正
17. () パートナリシップ

◎ 和文紹介文 200字以内

◎ 英文アブストラクト 150 words 以内

◎ キャッチフレーズ 20字以内

◎ キーワード 5つ程度

◎ キャッチフレーズ 20字以内

◎ キーワード 5つ程度

幹事会における提言及び報告の審議の手順について（平成29年12月22日日本学術会議第258回幹事会申合せ）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○幹事会における提言の審議の手順について</p> <p>幹事会における提言の審議は、以下に定める要領に従って行うものとする。</p> <p>1 分科会から提出された提言の案については<u>その分科会が置かれる委員会及び科学的助言等対応委員会が、委員会から提出された提言の案については科学的助言等対応委員会が、それぞれ責任をもって査読する。表出主体が複数ある場合の査読の手順に関する事項は、別途幹事会で決定する。</u></p> <p>2 事務局は、原則、幹事会開催の14日前までに幹事会の構成員に提言案を送付する。</p> <p>3 事務局は、幹事会からの意見に基づき、別紙様式に沿って指摘事項一覧案を作成する。</p> <p>4 上記1の査読分担に従い、当該委員会は、指摘事項一覧案の確認を行う。</p> <p>5 事務局は、確認を経た指摘事項一覧を、提言の案を作成した委員会又は分科会（以下「作成委員会又は分科会」という。）に送付する。</p> <p>6 作成委員会又は分科会は、修正を行った提言の案及び指摘事項一覧に対する回答を事務局に送付する。事務局は、これを幹事会の構成員に送付する。</p> <p>7 幹事会の構成員は、修正を行った提言の案及び指摘事項一覧に対する回答に基づき、自己の指摘に対する修正がなされてい</p>	<p>○幹事会における提言<u>及び報告</u>の審議の手順について</p> <p>幹事会における提言<u>及び報告</u>（以下「<u>提言等</u>」という。）の審議は、以下に定める要領に従って行うものとする。</p> <p>1 <u>分野別委員会又は分科会から提出された提言等</u>の案については各々が、<u>課題別委員会又は分科会から提出された提言等の案については「科学と社会委員会」が、機能別委員会の分科会から提出された提言等の案については各機能別委員会が、それぞれ責任をもって査読する。表出主体が複数ある場合の査読の手順に関する事項は、別途幹事会で申合せ</u>る。</p> <p>2 事務局は、原則、幹事会開催の14日前までに幹事会の構成員に提言案を送付する。</p> <p>3 事務局は、幹事会からの意見に基づき、別紙様式に沿って指摘事項一覧案を作成する。</p> <p>4 上記1の査読分担に従い、当該部又は委員会は、指摘事項一覧案の確認を行う。</p> <p>5 事務局は、確認を経た指摘事項一覧を、<u>提言等</u>の案を作成した委員会又は分科会（以下「作成委員会又は分科会」という。）に送付する。</p> <p>6 作成委員会又は分科会は、修正を行った<u>提言等</u>の案及び指摘事項一覧に対する回答を事務局に送付する。事務局は、これを幹事会の構成員に送付する。</p> <p>7 幹事会の構成員は、修正を行った<u>提言等</u>の案及び指摘事項一覧に対する回答に基づき、自己の指摘に対する修正がなされて</p>

るか確認し、必要に応じて追加的な指摘を行う。これらの指摘は事務局が取りまとめ、作成委員会又は分科会に送付する。

8 上記の過程を経て、指摘を行った全ての構成員が了解した後、会長が最終確認を行う（会長が作成委員会又は分科会の委員を務める場合の最終確認者は、別途幹事会が指名する。）。

9 会長から最終確認が得られた後、事務局は所要の公表手続きを行う。

10 勧告、答申、要望、声明及び回答にあつては、提言に準じることを原則とし、必要に応じ、幹事会において特例的な扱いを定める。

(別紙)

第〇回幹事会（令和〇年〇月〇日）での指摘事項一覧

(事務局確認) (確認者：〇〇)

一覧表の「委員会回答」欄で「修正した」とされている個所は全て、委員会訂正版の「提言」において一定の修正されていることを、事務局が確認済です。個別の指摘事項に沿った修正箇所については、事務局で以下の2種類に分類しています。

A. 幹事会の指摘どおりに修正されている（体裁・文言等）。

B. 一定の修正が行われている（内容に関わるため、適否は事務局で判断しない）。

1 提言案「〇〇〇〇」

(作成：〇〇〇〇委員会 (分科会))

るか確認し、必要に応じて追加的な指摘を行う。これらの指摘は事務局が取りまとめ、作成委員会又は分科会に送付する。

8 上記の過程を経て、指摘を行った全ての構成員が了解した後、会長が最終確認を行う（会長が作成委員会又は分科会の委員を務める場合の最終確認者は、別途幹事会が指名する。）。

9 会長から最終確認が得られた後、事務局は所要の公表手続きを行う。

10 勧告、要望、声明及び回答にあつては、提言等に準じることを原則とし、必要に応じ、幹事会において特例的な扱いを定める。

(別紙)

第〇回幹事会（令和〇年〇月〇日）での指摘事項一覧

(事務局確認) (確認者：〇〇)

一覧表の「委員会回答」欄で「修正した」とされている個所は全て、委員会訂正版の「提言」において一定の修正されていることを、事務局が確認済です。個別の指摘事項に沿った修正箇所については、事務局で以下の2種類に分類しています。

A. 幹事会の指摘どおりに修正されている（体裁・文言等）。

B. 一定の修正が行われている（内容に関わるため、適否は事務局で判断しない）。

1 提言(報告)案「〇〇〇〇」

(作成：〇〇〇〇委員会 (分科会))

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

「緊急型」及び「早期型」の助言・提言活動について（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○「緊急型」及び「早期型」の<u>意思の表出及び意見表明</u>について</p> <p>社会における突発的な事態等に対して、日本学術会議として科学的な見地から緊急に意見を表明する必要がある場合や、政府からの要請等に基づいて、一定の時期までに限られた時間の中で日本学術会議の<u>意見</u>を取りまとめる必要がある場合等において、日本学術会議の<u>科学的助言機能</u>を有効かつ適切に行うため、適宜、以下の方法等を活用して<u>意思の表出又は意見表明</u>を行うこととする。</p> <p>1 おおむね1～2週間程度の準備期間を経て、「会長談話」または「幹事会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の活動を行うこと。</p> <p>2 おおむね3～4か月程度の審議期間（期間は当該案件の事情にかかる）を経て、日本学術会議の<u>意思の表出</u>を取りまとめる「早期型」の活動を行うこと。</p>	<p>○「緊急型」及び「早期型」の<u>助言・提言活動</u>について</p> <p>社会における突発的な事態等に対して、日本学術会議として科学的な見地から緊急に意見を表明する必要がある場合や、政府からの要請等に基づいて、一定の時期までに限られた時間の中で日本学術会議の<u>見解</u>を取りまとめる必要がある場合等において、日本学術会議の<u>助言・提言活動</u>を有効かつ適切に行うため、適宜、以下の方法等を活用して<u>助言・提言活動</u>を行うこととする。</p> <p>1 おおむね1～2週間程度の準備期間を経て、「会長談話」または「幹事会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の<u>助言・提言活動</u>を行うこと。</p> <p>2 おおむね3～4か月程度の審議期間（期間は当該案件の事情にかかる）を経て、日本学術会議の<u>見解</u>を取りまとめる「早期型」の<u>助言・提言活動</u>を行うこと。</p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針（平成26年2月28日日本学術会議第188回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>大規模な災害等、社会に重大な影響を及ぼす突発的事態が生じ、日本学術会議として科学的見地から<u>意思の表出</u>をはじめとする迅速な対応が求められる状況（以下「緊急事態」という。）に際して日本学術会議が行うべき活動の指針を、以下のとおり定める。ただし、本指針は硬直的に運用するべきではなく、緊急事態という事象の性格に鑑み、指針を踏まえながらも臨機応変に対処することが求められる。</p> <p>3. 緊急事態における日本学術会議の主な対応</p> <p>緊急事態において、日本学術会議は、会長の指揮の下、以下に掲げる事項をはじめとする必要な対応をとるものとする。</p> <p>(1) <u>意思の表出等の発出</u></p> <p>① 「日本学術会議会長談話及びメッセージについて」（平成21年5月18日日本学術会議会長決定）及び『『緊急型』及び『早期型』の助言・提言活動について』（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ）を活用し、当該緊急事態に対する日本学術会議としての<u>意見を示す意思の表出、会長談話又は幹事会声明等（以下「意思の表出等」という。）</u>をできる限り早期に<u>発出する</u>。<u>意思の表出等</u>においては、国民の理解に資するよう平易な表現を用いるよう努める。</p> <p>② <u>意思の表出等の発出</u>及びこれに関連する緊急事態時の活動に当たっては、日本学術会議内の<u>委員会・分科会等</u>はもとより、政府機関、国内外の学術団体や研究グループ（以下「災害研究学術</p>	<p>大規模な災害等、社会に重大な影響を及ぼす突発的事態が生じ、日本学術会議として科学的見地から<u>見解の表出</u>をはじめとする迅速な対応が求められる状況（以下「緊急事態」という。）に際して日本学術会議が行うべき活動の指針を、以下のとおり定める。ただし、本指針は硬直的に運用するべきではなく、緊急事態という事象の性格に鑑み、指針を踏まえながらも臨機応変に対処することが求められる。</p> <p>3. 緊急事態における日本学術会議の主な対応</p> <p>緊急事態において、日本学術会議は、会長の指揮の下、以下に掲げる事項をはじめとする必要な対応をとるものとする。</p> <p>(1) <u>会長談話、声明、提言等の表出</u></p> <p>① 「日本学術会議会長談話及びメッセージについて」（平成21年5月18日日本学術会議会長決定）及び『『緊急型』及び『早期型』の助言・提言活動について』（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ）を活用し、当該緊急事態に対する日本学術会議としての<u>見解を示す会長談話、声明、提言等（以下「見解」という。）</u>をできる限り早期に<u>表出する</u>。<u>見解</u>においては、国民の理解に資するよう平易な表現を用いるよう努める。</p> <p>② <u>見解の表出</u>及びこれに関連する緊急事態時の活動に当たっては、日本学術会議内の<u>諸会議</u>はもとより、政府機関、国内外の学術団体や研究グループ（以下「災害研究学術団体等」という。）</p>

<p>団体等」という。)との連絡を密にするよう努める。</p> <p>(2) 政府機関等への<u>意思の表出等</u>の伝達及び情報提供依頼</p> <p>① <u>意思の表出等</u>を関係する政府機関等に伝達するとともに、日本学術会議が継続的に科学的助言を行う体制を整えていることについて、広く認知されるよう努める。</p> <p>② 政府機関等に対して、科学的助言を行うために必要となる当該緊急事態に関連した情報の提供を求める。</p> <p>(3) 日本学術会議内における情報共有及び社会への発信</p> <p>① <u>意思の表出等及び収集した情報</u>が会員及び連携会員に共有されるよう、電子メール、電子掲示板その他の方法による情報伝達、緊急集会の開催等の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。</p> <p>② <u>意思の表出等及び収集した情報</u>のうちで、社会全体に周知することが適当と認められるものについて、インターネットの利用等の適切な方法による公表、報道機関への発表、<u>緊急シンポジウム</u>の開催その他の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。</p> <p>(4) 災害研究学術団体等との連携</p> <p>① 緊急事態時においては、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興等の研究に関連する日本学術会議協力学術研究団体を含めた災害研究学術団体等に対して、緊急事態における対応に役立つ情報の収集とそれらの提供を呼びかけるとともに、これらの団体等から得た知見を、<u>意思の表出等の実施</u>やその後の活動に活用する。</p>	<p>との連絡を密にするよう努める。</p> <p>(2) 政府機関等への<u>見解</u>の伝達及び情報提供依頼</p> <p>① <u>表出した見解</u>を関係する政府機関等に伝達するとともに、日本学術会議が継続的に科学的助言を行う体制を整えていることについて、広く認知されるよう努める。</p> <p>② 政府機関等に対して、科学的助言を行うために必要となる当該緊急事態に関連した情報の提供を求める。</p> <p>(3) 日本学術会議内における情報共有及び社会への発信</p> <p>① <u>表出した見解、収集した情報</u>が会員及び連携会員に共有されるよう、電子メール、電子掲示板その他の方法による情報伝達、緊急集会の開催等の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。</p> <p>② <u>表出した見解、収集した情報</u>のうちで、社会全体に周知することが適当と認められるものについて、インターネットの利用等の適切な方法による公表、報道機関への発表、<u>緊急公開集会</u>の開催その他の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。</p> <p>(4) 災害研究学術団体等との連携</p> <p>① 緊急事態時においては、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興等の研究に関連する日本学術会議協力学術研究団体を含めた災害研究学術団体等に対して、緊急事態における対応に役立つ情報の収集とそれらの提供を呼びかけるとともに、これらの団体等から得た知見を、<u>見解の表出</u>やその後の活動に活用する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>② 災害研究学術団体等から提供されるものを含め、緊急事態に関連した情報やデータ等を集約する体制をとるとともに、どのようなデータを専門家間で共有し、どのように整理したデータを社会に公表すべきかについて、必要に応じて対策委員会に分科会を設けて検討する。</p> <p>③ 緊急事態時に円滑に協力関係を結べるよう、平常時から、災害研究学術団体等と、緊急事態における対応について意見交換を行う。</p>	<p>② 災害研究学術団体等から提供されるものを含め、緊急事態に関連した情報やデータ等を集約する体制をとるとともに、どのようなデータを専門家間で共有し、どのように整理したデータを社会に公表すべきかについて、必要に応じて対策委員会に分科会を設けて検討する。</p> <p>③ 緊急事態時に円滑に協力関係を結べるよう、平常時から、災害研究学術団体等と、緊急事態における対応について意見交換を行う。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

外部へ公表する文書の取扱いについて（平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>5. 「記録」には、別途定める文書番号を付する。</p> <p><u>6. 「記録」の英訳は「Record」とし、「記録」を英訳した場合についても、日本語版と同一の文書番号を付する。</u></p> <p><u>7. 「記録」とした文書についてはホームページに掲載するなどにより、将来にわたって誰でも参照することができるようにする。</u></p>	<p>5. 「記録」には、別途定める文書番号を付する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>6. 「記録」とした文書についてはホームページに掲載するなどにより、将来にわたって誰でも参照することができるようにする。</u></p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

科学的助言等対応委員会運営要綱（案）

〔 令和 3 年 1 2 月 2 4 日
日本学術会議第 3 2 0 回幹事会決定 〕

（設置）

第 1 科学的助言等対応委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 2 5 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、「意思の表出等の作成手続について」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日日本学術会議第 3 2 0 回幹事会決定）の規定に基づき、以下の事項について対応する。

- （1）部、委員会、分科会又は若手アカデミーが作成する意思の表出の案について助言すること
- （2）勧告、答申、要望、声明、提言又は回答の案を査読すること
- （3）見解の案を審議し、承認すること
- （4）部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが作成する報告の案を審議し、承認すること
- （5）勧告、要望、声明、提言又は見解に関する事後的な評価の報告を受けること

（組織）

第 3 委員長は、日本学術会議会則第 5 条第 2 号に規定する職務を行う副会長とし、委員会は、委員長のほか、以下の者をもって組織する。

- （1）各部の副部長
- （2）各部の幹事のうち当該部の部長が指名する者
- （3）会員又は連携会員から 9 名（人文科学を中心とする科学の分野、生命科学を中心とする科学の分野並びに理学及び工学を中心とする科学の分野からそれぞれ 3 名）

2 委員長が必要と認める場合には、分野別委員会委員長その他の者（会員又は連携会員でない者を含む）の参画を求めることができる。

（設置期限）

第 4 委員会は、令和 5 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局総合企画調査推進チームにおいて処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

日本学術会議分野別委員会及び分科会等について（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>V 分野別委員会又は分科会の提言及び報告等について</p> <p>① 外部に対する日本学術会議の意思の表出としては、<u>勧告・答申・要望・声明・提言・見解・報告・回答</u>があります。その中で、委員会等の名称で行うことができるのは<u>見解</u>及び報告のみです。<u>勧告・答申・要望・声明・提言・回答</u>については、「日本学術会議」の名称により表出を行うこととなります。小委員会名では<u>意思の表出を行う</u>ことはできません。</p> <p>② 公表に当たっては、<u>総会、幹事会（注15）、科学的助言等対応委員会又は部</u>の承認が必要です。委員会等の名称で公表しようとする場合も同様です。<u>総会、幹事会、科学的助言等対応委員会又は部</u>における<u>意思の表出の案</u>の説明者は、原則として、委員会等の委員長となります。</p> <p>（注15） 総会の構成員は、会員210名。幹事会の構成員は、会長、各副会長、各部長、各副部長及び各幹事の16名。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>意思の表出の案</u>は、関連する<u>分野別委員会、部又は科学的助言等対応委員会</u>の査読を受けてください。また、内容について他の委員会等が関連していると思われる場合は、部の査読を受</p>	<p>V 分野別委員会又は分科会の提言及び報告等について</p> <p>① 外部に対する日本学術会議の意思の表出としては、<u>勧告・要望・声明・提言・報告・回答（以下「報告書等」という。）</u>があります。その中で、委員会等の名称で行うことができるのは<u>提言</u>及び報告のみです。<u>勧告・要望・声明・回答</u>については、「日本学術会議」の名称により表出を行うこととなります。小委員会名では<u>報告書等を出す</u>ことはできません。</p> <p>② 公表に当たっては、<u>総会又は幹事会（注15）</u>の承認が必要です。委員会等の名称で公表しようとする場合も同様です。<u>総会又は幹事会</u>における<u>報告書等</u>の説明者は、原則として、委員会等の委員長となります。</p> <p>（注15） 総会の構成員は、会員210名。幹事会の構成員は、会長、各副会長、各部長、各副部長及び各幹事の16名。</p> <p>③ 意思の表出の発出予定について、事務局から委員会等の委員長に対し、定期的に照会がありますので、該当する場合には、照会時の「予定登録表」に必ず記入し、提出してください。</p> <p>④ <u>報告書等</u>の案は、<u>幹事会に提出する前に</u>、関連する部の査読を受けてください。また、内容について他の委員会等が関連し</p>

ける前に、必要に応じて当該委員会等と予め協議してください。

- ⑤ 意思の表出の表紙や要旨等には、一定の書式があります（注16）。なお、事務局が体裁や字句の修正等を行うこともありますので、Windows版の「Word」文書等にて作成された電子ファイルを事務局に御提出ください。

（注16） 日本学術会議の意思の表出における取扱要領・・・（別紙5）

- ⑥ 社会的関心が高く国民に多大な影響が及びうる問題や、不確定要素が伴い時を迫って状況が変化する緊急性が高い問題等については、専門家の中で意見の統一ができなくても、多様な視点からの議論の集約や検討を経た上で、異なる意見のそれぞれの根拠を付した意見分布を明示する等の形で情報が発信される必要があります。幹事会では、こうした趣旨を踏まえ、適時、適切な発信に努めることとしておりますので、意思の表出を作成される際にはご留意ください。

- ⑦ 勧告、答申、要望、声明、提言、回答（以下、「勧告等」という。）の案は、承認を得る幹事会の14日前までに事務局まで完結した案文を提出してください。その後、事務局は速やかに幹事会構成員に送付します。上記期限に間に合わない場合は、次回以降の幹事会での審議となります。

ただし、期末においては、集中を回避し、幹事会での十分な審議期間を確保するため、勧告等の案の提出の最終期限を、令和5年3月31日までに改めて幹事会で定めるものとします。当

ていると思われる場合は、部の査読を受ける前に、必要に応じて当該委員会等と予め協議してください。

- ⑤ 報告書等の表紙や要旨等には、一定の書式があります（注16）。なお、事務局が体裁や字句の修正等を行うこともありますので、Windows版の「Word」文書等にて作成された電子ファイルを事務局に御提出ください。

（注16） 日本学術会議の意思の表出における取扱要領・・・（別紙5）

- ⑥ 社会的関心が高く国民に多大な影響が及びうる問題や、不確定要素が伴い時を迫って状況が変化する緊急性が高い問題等については、専門家の中で意見の統一ができなくても、多様な視点からの議論の集約や検討を経た上で、異なる意見のそれぞれの根拠を付した意見分布を明示する等の形で情報が発信される必要があります。幹事会では、こうした趣旨を踏まえ、適時、適切な発信に努めることとしておりますので、報告書等を作成される際にはご留意ください。

- ⑦ 提言等の案は、承認を得る幹事会の14日前までに事務局まで完結した案文を提出してください。その後、事務局は速やかに幹事会構成員に送付します。上記期限に間に合わない場合は、次回以降の幹事会での審議となります。

ただし、期末においては、集中を回避し、幹事会での十分な審議期間を確保するため、提言等の案の提出の最終期限を、令和5年3月31日までに改めて幹事会で定めるものとします。当

該最終期限までに提出がなかった場合は、幹事会に付議できないことがありますので御留意ください。

⑧ (略)

⑨ 勧告等及び見解の作成を担った委員会等の役員は、フォローアップ・レポート（注17の別紙様式4）を作成し、勧告等及び見解の公表から1年後速やかに科学的助言等対応委員会に報告することとされています。また、勧告等の作成を担った委員会等（前期以前から活動を継続している委員会等を含む。）の役員は、インパクト・レポート（別紙様式〇）を作成し、勧告等の公表から3年以内に科学的助言等対応委員会に報告することとされています。

(略)

(別紙3)

令和 年 月 日
〇〇委員会決定 (案)

日本学術会議会則第27条第2項に基づく委員会決定

該最終期限までに提出がなかった場合は、幹事会に付議できないことがありますので御留意ください。

⑧ 外部に対する日本学術会議の意思の表出以外の文書として、「記録」があります。委員会等が作成する「記録」については、関連する部が責任を負うこととなります。「記録」を作成した場合は、外部に公表する前に作成した文書の概要等について、幹事会へ報告することが必要です。

⑨ 提言の作成を担った委員会等の役員は、インパクトレポート（注17の別紙様式4）を作成し、提言の公表後1年以内に幹事会に報告することとされています。

(略)

(別紙3)

令和 年 月 日
〇〇委員会決定 (案)

日本学術会議会則第27条第2項に基づく委員会決定

日本学術会議会則第27条第2項に基づき、当委員会に設置される分科会の議決は、当委員会の議決とする。

(参考)

日本学術会議会則 (抄)

第27条

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第4条の諮問に対する答申及び法第5条の勧告並びに第2条に規定する意思の表出(見解及び報告を除く。)に関してはこの限りでない。

日本学術会議会則第27条第2項に基づき、当委員会に設置される分科会の議決は、当委員会の議決とする。

(参考)

日本学術会議会則 (抄)

第27条

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第4条の諮問に対する答申及び法第5条の勧告並びに第2条に規定する意思の表出(提言及び報告を除く。)に関してはこの限りでない。

附則 (令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定)

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則(令和3年日本学術会議規則第1号)の施行の日(令和4年1月1日)から施行する。

若手アカデミー運営要綱（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（その他の下部組織）</p> <p>第5 若手アカデミーに、運営分科会を置き、若手アカデミーの日常の活動に関する事項を審議する。</p> <p>2 運営分科会は、代表、副代表、幹事及び若手アカデミー分科会の委員長で構成する。</p> <p>3 若手アカデミーに、特定のテーマに関する検討を行うため、若手アカデミー分科会を一又は複数置くことができる。</p> <p>4 若手アカデミー分科会の設置は、運営分科会が幹事会に提案し、承認を得る。また、その構成員については、運営分科会が若手アカデミー会員の中から選考し、幹事会に提案し、承認を得るものとする。</p> <p>5 若手アカデミー分科会は、<u>見解又は報告</u>を取りまとめ、<u>科学的助言等対応委員会</u>の承認を得て、<u>若手アカデミーを表出主体として</u>発出することができる。</p>	<p>（その他の下部組織）</p> <p>第5 若手アカデミーに、運営分科会を置き、若手アカデミーの日常の活動に関する事項を審議する。</p> <p>2 運営分科会は、代表、副代表、幹事及び若手アカデミー分科会の委員長で構成する。</p> <p>3 若手アカデミーに、特定のテーマに関する検討を行うため、若手アカデミー分科会を一又は複数置くことができる。</p> <p>4 若手アカデミー分科会の設置は、運営分科会が幹事会に提案し、承認を得る。また、その構成員については、運営分科会が若手アカデミー会員の中から選考し、幹事会に提案し、承認を得るものとする。</p> <p>5 若手アカデミー分科会は、<u>提言及び報告</u>を取りまとめ、<u>科学と社会委員会</u>の査読を経て、幹事会に提案し、その承認を得て発出することができる。</p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

科学と社会委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(分科会) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。				(分科会) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。			
分科会	調査審議事項	構成	備考	分科会	調査審議事項	構成	備考
科学と社会企画分科会	(略)	(略)	(略)	科学と社会企画分科会	(略)	(略)	(略)
政府・産業界・市民との連携強化分科会	(略)	(略)	(略)	政府・産業界・市民との連携強化分科会	(略)	(略)	(略)
(削る)				<u>課題別審議等査読分科会</u>	<u>勸告、要望及び声明並びに課題別委員会(大学教育の分野別質保証委員会を除く)及び幹事会附置委員会が作成する提言及び報告の草案の査読に関すること</u>	<u>副会長(日本学術会議会則第5条第2号担当)及び各部の6名以内の会員並びに連携会員若干名</u>	<u>設置期間：令和2年11月26日～令和5年9月30日</u>
年次報告検討分科会	(略)	(略)	(略)	年次報告検討分科会	(略)	(略)	(略)

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

課題別委員会の在り方について（平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>2. 課題別委員会の要件</p> <p>学際的・分野横断的で緊急に<u>意思の表出</u>が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に<u>意思の表出を行う</u>必要があると考えられる課題</p> <p>3. 課題別委員会の運営方針</p> <p>(4) <u>意思の表出</u>の承認及び査読の手続</p> <p>日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第2条<u>及び</u>第3条による。</p>	<p>2. 課題別委員会の要件</p> <p>学際的・分野横断的で緊急に<u>提言</u>が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に<u>提言する</u>必要があると考えられる課題</p> <p>3. 課題別委員会の運営方針</p> <p>(4) <u>勸告等及び提言等</u>の承認及び査読の手続</p> <p>日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第2条<u>並びに</u>第3条第1項、第2項<u>及び</u>第4項による。</p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

外部評価実施規程（平成27年6月19日日本学術会議第214回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（日本学術会議の責務）</p> <p>第6条 日本学術会議会長は、外部評価書を受領した日から3ヶ月以内に、外部評価書において指摘された事項についての<u>対応の考え方を</u>まとめ、日本学術会議会員及び連携会員に周知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 日本学術会議会員及び連携会員は、外部評価書及び<u>対応の考え方に</u>留意し、活動するよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（日本学術会議の責務）</p> <p>第6条 日本学術会議会長は、外部評価書を受領した日から3ヶ月以内に、外部評価書において指摘された事項についての<u>見解（以下「見解」という。）を</u>まとめ、日本学術会議会員及び連携会員に周知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 日本学術会議会員及び連携会員は、外部評価書及び<u>見解に</u>留意し、活動するよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

サイエンスカフェに関する今後の対応について（平成24年11月30日日本学術会議第166回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>2. 会員、連携会員がサイエンスカフェを企画する場合には「日本学術会議主催（または共催）」の名称を、また会員、連携会員がサイエンスカフェに講師として参加する場合には「日本学術会議会員（または連携会員）」の肩書きを、ポスター、プログラム等において用いることにより、科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の活動を、具体的に目に見える形で社会に示すように努めてください。</p> <p>なお、サイエンスカフェは、専ら日本学術会議の<u>意見</u>を示すための場ではないことを徹底してください。</p>	<p>2. 会員、連携会員がサイエンスカフェを企画する場合には「日本学術会議主催（または共催）」の名称を、また会員、連携会員がサイエンスカフェに講師として参加する場合には「日本学術会議会員（または連携会員）」の肩書きを、ポスター、プログラム等において用いることにより、科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の活動を、具体的に目に見える形で社会に示すように努めてください。</p> <p>なお、サイエンスカフェは、専ら日本学術会議の<u>見解</u>を示すための場ではないことを徹底してください。</p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

部が直接統括する分野別委員会合同分科会について（平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3</u> 当該分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。</p>	<p>第2</p> <p>1 幹事会への当該分科会の設置の提案については、予定されている審議課題をつかさどる部（以下「担当部」という。）の部長が行うものとし、提案の様式については、委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会申合せ）の定めにかかわらず、別紙のとおりとする。</p> <p>2 当該分科会の名称については、幹事会の承認を得て、「第〇部〇〇分科会」とすることができる。</p> <p><u>3</u> 当該分科会における審議結果に基づく意思の表出については、<u>日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第3条第2項及び日本学術会議分野別委員会及び分科会等について（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）の定めにかかわらず、担当部の承認を得て、担当部の部長が幹事会に提案するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 当該分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。</p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

科学者委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(分科会) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。				(分科会) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。			
分科会	調査審議事項	構成	備考	分科会	調査審議事項	構成	備考
男女共同参画分科会	(略)	(略)	(略)	男女共同参画分科会	(略)	(略)	(略)
アンケート検討小分科会	1. 全国の大学・研究機関・学協会等に対する男女共同参画・ダイバーシティ推進・若手支援・学協会連携等に関するアンケートの分析 2. 男女共同参画・ダイバーシティ推進・若手支援等の課題に関する研究者向けアンケート調査の分析 3. アンケート調査結果のまとめと <u>意思の表出</u> としての公表に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和2年12月24日～令和5年9月30日	アンケート検討小分科会	1. 全国の大学・研究機関・学協会等に対する男女共同参画・ダイバーシティ推進・若手支援・学協会連携等に関するアンケートの分析 2. 男女共同参画・ダイバーシティ推進・若手支援等の課題に関する研究者向けアンケート調査の分析 3. アンケート調査結果のまとめと <u>提言</u> としての公表に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和2年12月24日～令和5年9月30日

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学術情報の基盤形成に関する検討委員会設置要綱（令和3年1月28日日本学術会議第307回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務） 第2 委員会は、学術情報流通において今後急激に展開すると目されているデジタルトランスフォーメーションに関し、日本学術会議全体として具体的対応案を<u>意思の表出</u>として発出すること等を目的とし、ISC などとの連携も視野に入れ国際的動向を踏まえつつ、我が国の方向性を審議する。</p>	<p>（職務） 第2 委員会は、学術情報流通において今後急激に展開すると目されているデジタルトランスフォーメーションに関し、日本学術会議全体として具体的対応案を<u>提言</u>として発出すること等を目的とし、ISC などとの連携も視野に入れ国際的動向を踏まえつつ、我が国の方向性を審議する。</p>

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

分野別委員会運営要綱（平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(分科会等) 第2 各委員会に置かれる分科会及び小委員会を、別表第1のとおり定める。 別表第1					(分科会等) 第2 各委員会に置かれる分科会及び小委員会を、別表第1のとおり定める。 別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	設置期間	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	設置期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
哲学委員会	哲学委員会 芸術と文化 環境分科会	① 芸術の制作及び受容を取り巻く環境条件について審議する。 ② 「芸術と公的組織・制度との関係」について審議し、シンポジウムを企画するとともに <u>意思の表出</u> を行う。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日	哲学委員会	哲学委員会 芸術と文化 環境分科会	① 芸術の制作及び受容を取り巻く環境条件について審議する。 ② 「芸術と公的組織・制度との関係」について審議し、シンポジウムを企画するとともに <u>提言</u> を行う。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
史学委員会	史学委員会 中高大歴史教育に関する分科会	1. 中学校・高校・大学等の歴史教育をめぐる諸問題とその学術的背景について 2. 歴史教育における中高大連携問題について	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月3日～令和5年9月30日	史学委員会	史学委員会 中高大歴史教育に関する分科会	1. 中学校・高校・大学等の歴史教育をめぐる諸問題とその学術的背景について 2. 歴史教育における中高大連携問題について	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月3日～令和5年9月30日

		3. <u>意思の表出</u> 4. その他					3. <u>提言の発出</u> 4. その他		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法学委員会	法学委員会 社会と教育 における LGBTIの権 利保障分科 会	1. 第23期に出し た提言のフォローア ップ 2. 各種調査・ヒア リング 3. 国際比較 4. 政策提言の作成 に係る審議に関する こと	25名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日	法学委員会	法学委員会 社会と教育 における LGBTIの権 利保障分科 会	1. 第23期に出し た提言のフォローア ップ 2. 各種調査・ヒア リング 3. 国際比較 4. 政策提言の作成 に係る審議に関する こと	25名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日
	法学委員会 「市民性」 涵養のため の法学教育 システム構 築分科会	1. 第24期の活動の フォローアップ 2. 「市民性教育」と して法学教育システ ムを構築するための 課題・条件等 3. 国際比較調査等 4. シンポジウム開 催・ <u>意思の表出</u> 等に 係る審議に関するこ と	25名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日		法学委員会 「市民性」 涵養のため の法学教育 システム構 築分科会	1. 第24期の活動の フォローアップ 2. 「市民性教育」と して法学教育システ ムを構築するための 課題・条件等 3. 国際比較調査等 4. シンポジウム開 催・ <u>提言作成</u> 等に係 る審議に関すること	25名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日
	法学委員会 セーフティ ネットと法 分科会	ポスト・コロナに向 けた働き方とセーフ ティネットの在り方	20名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日		法学委員会 セーフティ ネットと法 分科会	ポスト・コロナに向 けた働き方とセーフ ティネットの在り方	20名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日

		についての検討と具 体的な提言					についての検討と具 体的な提言		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
政治学委員会	政治学委員 会行政学・地 方自治分科 会	1. 公開シンポジウム に関すること 2. 政府への <u>意思の表 出等</u> に関すること 3. その他	10名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日	政治学委員会	政治学委員 会行政学・地 方自治分科 会	1. 公開シンポジウム に関すること 2. 政府への <u>提言・報 告、記録等</u> に関する こと 3. その他	10名以内 の会員又は 連携会員	令和2年10 月29日～令 和5年9月 30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経済学委員会	経済学委員 会ワークラ イフバラン ス研究分科 会	1. 参加者による研 究報告 2. シンポジウム開 催 3. 政策提言に関す ること。	15名以内 の会員又は 連携会員	令和2年11 月26日～令 和5年9月 30日	経済学委員会	経済学委員 会ワークラ イフバラン ス研究分科 会	1. 参加者による研 究報告 2. シンポジウム開 催 3. 政策提言に関す ること。	15名以内 の会員又は 連携会員	令和2年11 月26日～令 和5年9月 30日
	経済学委員 会数量的経 済・政策分 析分科会	1. 学会における応 用計量経済分析者お よび手法開発者を対 象としたチュートリ アルセッションの開 催 2. 計量・統計理論 のシンポジウム等の 開催 3. 実際に実証分析 を行う上で必要とな	18名以内 の会員又は 連携会員	令和2年11 月26日～令 和5年9月 30日		経済学委員 会数量的経 済・政策分 析分科会	1. 学会における応 用計量経済分析者お よび手法開発者を対 象としたチュートリ アルセッションの開 催 2. 計量・統計理論 のシンポジウム等の 開催 3. 実際に実証分析 を行う上で必要とな	18名以内 の会員又は 連携会員	令和2年11 月26日～令 和5年9月 30日

		る政府統計、民間統計の利用環境の改善 4. EBPM の社会実装に向けた取り組みなどに関して政策提言に向けた審議を行う					る政府統計、民間統計の利用環境の改善 4. EBPM の社会実装に向けた取り組みなどに関して政策提言に向けた審議を行う		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
食料科学委員会	食料科学委員会・農学委員会合同食の安全分科会	1. 食品科学、食品衛生、家畜衛生、公衆衛生などの自然科学分野、社会システムに関連する農業経済、社会心理、法学などの社会科学分野と連携して、食の安全に関する科学と社会、科学と行政の有効な連携が取れる方策 2. 食の安全問題に関する政策への提言に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月3日～令和5年9月30日	食料科学委員会	食料科学委員会・農学委員会合同食の安全分科会	1. 食品科学、食品衛生、家畜衛生、公衆衛生などの自然科学分野、社会システムに関連する農業経済、社会心理、法学などの社会科学分野と連携して、食の安全に関する科学と社会、科学と行政の有効な連携が取れる方策 2. 食の安全問題に関する政策への提言に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月3日～令和5年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

基礎医学委員会	基礎医学委員会神経科学分科会	国際的な環境における神経科学研究の推進。神経科学研究が関連する様々な社会事象に関する検討と <u>意思の表出</u> 。	21名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日	基礎医学委員会	基礎医学委員会神経科学分科会	国際的な環境における神経科学研究の推進。神経科学研究が関連する様々な社会事象に関する検討と <u>提言の発信</u> 。	21名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床医学委員会	臨床医学委員会出生・発達分科会	学童期・思春期のメンタルヘルス、性、食生活などに関する諸問題に関する検討と、課題克服への <u>意思の表出</u> に関する審議	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日	臨床医学委員会	臨床医学委員会出生・発達分科会	学童期・思春期のメンタルヘルス、性、食生活などに関する諸問題に関する検討と、課題克服への <u>提言作成</u> に関する審議	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	臨床医学委員会腫瘍分科会	1. 現在のがん診療の問題点と対策 2. 人文・社会科学や理学・工学分野からの視点によるがん診療の改善の可能性 3. がん診療に関わる政策提言	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日		臨床医学委員会腫瘍分科会	1. 現在のがん診療の問題点と対策 2. 人文・社会科学や理学・工学分野からの視点によるがん診療の改善の可能性 3. がん診療に関わる政策提言	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	臨床医学委員会・心理学・教育学	子どもの傷害や死亡など、成育環境の諸問題を検討し、改善	25名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令		臨床医学委員会・心理学・教育学	子どもの傷害や死亡など、成育環境の諸問題を検討し、改善	25名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令

	委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会	に向けた <u>意思の表出</u> を行う。		和5年9月30日		委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会	に向けた <u>提言を</u> 発出する。		和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	臨床医学委員会放射線防護・リスクマネジメント分科会	1. 医療現場から国民の放射線に関する理解促進に向けた <u>意思の表出</u> (第24期からの継続) 2. 我が国における放射線防護のあり方と健康リスク管理、とりわけ放射線教育とリスクコミュニケーションの推進に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日		臨床医学委員会放射線防護・リスクマネジメント分科会	1. 医療現場から国民の放射線に関する理解促進に向けた <u>提言</u> (第24期からの継続) 2. 我が国における放射線防護のあり方と健康リスク管理、とりわけ放射線教育とリスクコミュニケーションの推進に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

	臨床医学委員会感覚器分科会	・感覚器医学の臨床研究を推進するための基盤整備を含めた施策の <u>意思の表出</u> にかかる審議に関すること ・超高齢社会を見据えた国民への感覚器医療に関する情報発信および啓発活動にかかる審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日		臨床医学委員会感覚器分科会	・感覚器医学の臨床研究を推進するための基盤整備を含めた施策の <u>提言</u> にかかる審議に関すること ・超高齢社会を見据えた国民への感覚器医療に関する情報発信および啓発活動にかかる審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
健康・生活科学委員会	健康・生活科学委員会・基礎医学委員会合同パブリックヘルス科学分科会	生涯を通じた国民の健康づくりと安全に関わる諸課題への優先的な取り組みをほかり、短期に提言すべき課題へと結びつける。また、国民の健康と安全確保のために人間環境・ライフサイエンスから見た課題を整理し <u>意思の表出を行う</u> 。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日	健康・生活科学委員会	健康・生活科学委員会・基礎医学委員会合同パブリックヘルス科学分科会	生涯を通じた国民の健康づくりと安全に関わる諸課題への優先的な取り組みをほかり、短期に提言すべき課題へと結びつける。また、国民の健康と安全確保のために人間環境・ライフサイエンスから見た課題を整理し <u>提言する</u> 。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

	健康・生活科学委員会 臨床医学委員会 合同生活習慣病対策分科会	生活習慣病予防対策についての <u>意思の表出</u> に係る審議に関すること。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日		健康・生活科学委員会 臨床医学委員会 合同生活習慣病対策分科会	生活習慣病予防対策についての <u>提言作成</u> に係る審議に関すること。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会	1. 健康・スポーツ科学分野の加速的発展を目指した多様な研究者の研究連携推進 2. 研究成果を生かした身体活動・スポーツ推進方策の審議と <u>意思の表出</u> 3. 2021年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに関する学術的支援に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日		健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会	1. 健康・スポーツ科学分野の加速的発展を目指した多様な研究者の研究連携推進 2. 研究成果を生かした身体活動・スポーツ推進方策の審議と <u>提言の作成</u> 3. 2021年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに関する学術的支援に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
歯学委員会	歯学委員会 臨床系歯学分科会	1. 口腔健康管理（歯列管理、口腔衛生管理、口腔機能管	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令	歯学委員会	歯学委員会 臨床系歯学分科会	1. 口腔健康管理（歯列管理、口腔衛生管理、口腔機能管	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令

		理)と歯科治療に関連する疾病、障害の病理、病態を解明し、新たな診断、治療法、口腔健康対策を発展、深化させること 2. 口腔健康管理と歯科治療と社会に関連する種々の問題を明確にし、その対応を審議し、 <u>意思の表出を行うこと</u> 。		和5年9月30日			理)と歯科治療に関連する疾病、障害の病理、病態を解明し、新たな診断、治療法、口腔健康対策を発展、深化させること 2. 口腔健康管理と歯科治療と社会に関連する種々の問題を明確にし、その対応を審議し、 <u>提言すること</u> 。		和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
薬学委員会	薬学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会毒性学分科会	毒性学関連分野の研究者と、毒性学の学術的基盤強化に向けた <u>意思の表出等</u> に向けた審議に関すること。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日	薬学委員会	薬学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会毒性学分科会	毒性学関連分野の研究者と、毒性学の学術的基盤強化に向けた <u>提言作成等</u> に向けた審議に関すること。	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
物理学委員会	物理学委員会天文・宇宙物理学分科会	1. 天文学および宇宙物理学の推進(長期展望・大型計画・基盤的研究など)に関する事項	30名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日	物理学委員会	物理学委員会天文・宇宙物理学分科会	1. 天文学および宇宙物理学の推進(長期展望・大型計画・基盤的研究など)に関する事項	30名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日

		2. 研究推進体制、科学政策立案に関する事項 3. 国際協力に関する事項 4. 宇宙・科学に関する知見の社会的普及・教育に関する事項 5. その他関連する事項 6. 上記にかかわる <u>意思の表出</u> 等の審議決定に係る審議に関すること。					2. 研究推進体制、科学政策立案に関する事項 3. 国際協力に関する事項 4. 宇宙・科学に関する知見の社会的普及・教育に関する事項 5. その他関連する事項 6. 上記にかかわる <u>報告、提言</u> 等の審議決定に係る審議に関すること。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
情報学委員会	情報学委員会国際サイエンスデータ分科会	1. 国際的視点でのサイエンスデータ活動のあり方の <u>意思の表出</u> 2. CODATA、WDS等の国際活動対応 3. その他、関連課題の議論に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日	情報学委員会	情報学委員会国際サイエンスデータ分科会	1. 国際的視点でのサイエンスデータ活動のあり方の <u>提言</u> 2. CODATA、WDS等の国際活動対応 3. その他、関連課題の議論に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	令和2年10月29日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

	情報学委員会国際サイエンスデータ分科会 CODATA 小委員会	1. CODATA/ISC への対応と WDS 等 ISC 関連組織との連携 2. 国内 CODATA 関連研究データ活動との連携と活性化 3. 国際的な研究データに関わる動向の調査と国内での研究データ活用の状況の検討 4. 国内の知的基盤構築と国際的な活用の方策に関する検討と意思の表出に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員若しくは会員又は連携会員以外の者	令和3年1月28日～令和5年9月30日		情報学委員会国際サイエンスデータ分科会 CODATA 小委員会	1. CODATA/ISC への対応と WDS 等 ISC 関連組織との連携 2. 国内 CODATA 関連研究データ活動との連携と活性化 3. 国際的な研究データに関わる動向の調査と国内での研究データ活用の状況の検討 4. 国内の知的基盤構築と国際的な活用の方策に関する検討と提言に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員若しくは会員又は連携会員以外の者	令和3年1月28日～令和5年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	情報学委員会デジタル社会を支える安全安心技術分科会	1. Society5.0 が実現する新たな社会システムのもたらす効果と脅威などの技術的課題の明確化 2. 新たな社会システムの実現や技術的課題解決への方策や意思の表出等	32名以内の会員又は連携会員	令和2年11月26日～令和5年9月30日		情報学委員会デジタル社会を支える安全安心技術分科会	1. Society5.0 が実現する新たな社会システムのもたらす効果と脅威などの技術的課題の明確化 2. 新たな社会システムの実現や技術的課題解決への方策や提言等	32名以内の会員又は連携会員	令和2年11月26日～令和5年9月30日

	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	情報学委員会・心理学・教育学委員会合同教育データ利活用分科会	1. 24期に発出した提言のフォローアップ 2. 提言を実践するための方策 3. 提言を普及、発展させるためのシンポジウム等の開催に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	令和2年11月26日～令和5年9月30日		情報学委員会・心理学・教育学委員会合同教育データ利活用分科会	1. 24期に発出した提言のフォローアップ 2. 提言を実践するための方策 3. 提言を普及、発展させるためのシンポジウム等の開催に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	令和2年11月26日～令和5年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機械工学委員会	機械工学委員会生産科学分科会	1. デジタルレボリューションに伴う生産学術に関する国内外関連学会、および産業界の動向・研究の調査 2. コロナ禍における当該生産学術に関する在り方の <u>意思の表出</u> 3. 同学術分野における国内外の人材育成に関する <u>意思の表出</u>	20名以内の会員又は連携会員	令和2年11月26日～令和5年9月30日	機械工学委員会	機械工学委員会生産科学分科会	1. デジタルレボリューションに伴う生産学術に関する国内外関連学会、および産業界の動向・研究の調査 2. コロナ禍における当該生産学術に関する在り方の <u>提言</u> 3. 同学術分野における国内外の人材育成に関する <u>提言</u>	20名以内の会員又は連携会員	令和2年11月26日～令和5年9月30日

		に係る審議に関する こと					に係る審議に関する こと		
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	機械工学委 員会機械工 学の将来展 望分科会	1. 機械工学を基盤 とした学術分野およ び産業分野の現状や 動向に関する情報交 換の場の形成 2. 機械工学および 関連分野の体系を調 査し、機械工学のあ り方とともに強化と 発展を促すための方 策 3. イノベーション の創出、および社会 や国民へのさらなる 貢献を目指した機械 工学の将来展望に関 する検討と意思の表 出に係る審議に関す ること	20名以内 の会員又は 連携会員	令和2年11 月26日～令 和5年9月 30日		機械工学委 員会機械工 学の将来展 望分科会	1. 機械工学を基盤 とした学術分野およ び産業分野の現状や 動向に関する情報交 換の場の形成 2. 機械工学および 関連分野の体系を調 査し、機械工学のあ り方とともに強化と 発展を促すための方 策 3. イノベーション の創出、および社会 や国民へのさらなる 貢献を目指した機械 工学の将来展望に関 する検討と提言に係 る審議に関すること	20名以内 の会員又は 連携会員	令和2年11 月26日～令 和5年9月 30日

附則（令和3年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。